

第二編 第六章 畜産課

(全国和牛能力共進会推進室を含む。)

I 事業概要

畜産課は次の職務分掌（鹿児島県行政組織規則）により事業を推進している。

VI 畜産課(全国和牛能力共進会推進室を含む。)	職員数
<ul style="list-style-type: none"> (1)畜産振興計画の策定推進に関する事。 (2)畜産に関する諸調査に関する事。 (3)家畜及び畜産物の流通に関する事。 (4)家畜及び畜産物の価格安定に関する事。 (5)畜産団体の育成指導に関する事。 (6)畜産に関する技術の改良発達に関する事。 (7)畜産経営の改善に関する事。 (8)畜産に関する環境保全に関する事。 (9)草地の開発及び改良に関する事。 (10)自給飼料の増産及び加工利用に関する事。 (11)飼料の流通及び品質改善に関する事。 (12)家畜及び家きんの改良増殖に関する事。 (13)学校給食用牛乳供給に関する事。 (14)家畜及び家きんの保健衛生に関する事。 (15)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事(動物用医薬品等に関するものに限る。) (16)家畜伝染病に関する事。 (17)家畜及び家きんの病性鑑定に関する事。 (18)獣医師、家畜人工授精師、装てい師及び家畜商に関する事。 (19)家畜の人工授精に関する事。 (20)蜜蜂の飼育に関する事。 (21)家畜保健衛生所に関する事。 (22)第12回全国和牛能力共進会実行委員会に関する事。 (23)第12回全国和牛能力共進会に係る関係機関との連絡調整に関する事。 (24)第12回全国和牛能力共進会に係る出品対策に関する事。 (25)前3号に掲げるもののほか、第12回全国和牛能力共進会の開催の準備に関する事。 	<p>事務職 18(1) 技術職 33 計 51(1)</p>

注：職員数は令和4年5月末現在（ ）書きは臨時的任用職員で外書き

県畜産試験場

第二編 第六章の二に記載

家畜保健衛生所

第二編 第六章の三に記載

Ⅱ 令和4年度当初予算の状況

(単位：千円)

区分	事業名	R4 当初	R3 当初	増減
畜産業費 畜産総務費	職員給与関係費	1,463,476	1,448,377	15,099
畜産業費 畜産振興費	職員給与関係費 (支弁人件費)	197,404 △71,090	179,337 △70,590	18,067 △500
”	肉用牛振興システム基盤強化事業	2,074	2,074	0
”	全国和牛能力共進会出品対策事業	23,721	17,440	6,281
”	肉用子牛価格安定対策事業	45,482	45,285	197
”	肥育牛価格安定対策事業	57,843	57,848	△5
”	「鹿児島黒牛」改良増殖推進事業	94,945	94,889	56
”	家畜導入事業償還事業	10,500	0	10500
”	第12回全国和牛能力共進会推進事業	383,962	15,703	368,259
”	新 世界に轟く! 「和牛日本一」プロモーション推進事業	11,178	0	11,178
”	乳用牛改良増殖対策事業	2,896	3,005	△109
”	生乳流通改善対策事業	178	176	2
”	乳用育成牛確保支援事業	3,300	3,300	0
”	酪農振興総合支援事業	2,885	2,885	0
”	豚改良増殖対策事業	3,347	3,348	△1
”	系統豚適正管理事業	3,466	3,466	0
”	肉豚価格安定対策事業	84,449	81,350	3,099
”	鶏改良増殖対策事業	949	1,036	△87
”	鶏卵価格安定対策事業	25,260	25,260	0
”	ブロイラー価格安定対策事業	93,552	89,491	4,061
”	新交雑鶏等出荷体制整備事業	424	424	0
”	食肉等流通体制整備事業	75,000	534,281	△459,281
”	「黒さつま鶏」生産基盤強化事業	1,495	1,281	214
”	畜産基盤再編総合整備事業	1,023,462	1,161,348	△137,886
”	飼料検査課運営事業	2,082	3,408	△1,326
”	飼料安全・品質確保対策事業	1,097	1,097	0
”	畜産環境総合整備事業	807,793	669,907	137,886
”	資源循環型畜産確率対策推進事業	765	765	0
”	肉畜鶏卵生産動向調査事業	649	649	0
”	家畜流通対策円滑化促進事業	162	162	0
”	畜産経営技術高度化促進事業	2,610	2,610	0
”	畜産特別資金利子補給事業	13,051	13,431	△380
”	農業信用保証制度円滑化対策事業	962	958	4

区分	事業名	R4 当初	R3 当初	増減
畜産業費 畜産振興費	地域畜産振興促進事業	1,833	1,833	0
”	畜産施設等リース促進事業	150	150	0
”	企画経営対策推進事業	2,945	3,097	△152
”	畜産課運営事業	2,370	3,728	△1,358
”	獣医師確保対策事業	34,510	32,252	2,258
”	「魅力発信」畜産物販路拡大対策事業	3,060	3,060	0
”	廃 「攻め」の畜産物輸出促進対策事業	0	12,533	△12,533
”	新 畜産物抽出コンソーシアム推進対策事業	537,414	0	537,414
”	廃 家畜疾病経営維持対策事業	0	1,585	△1,585
”	畜産クラスター事業	1,671,342	1,864,752	△193,410
”	「JGAP 家畜・畜産物」等推進事業	3,057	7,643	△4,586
”	アフリカ豚コレラ侵入防止緊急資金対策事業	26	27	△1
畜産業費 家畜保健衛生費	家畜伝染病予防事業	125,777	126,001	△224
”	家畜衛生対策事業	6,112	6,112	0
”	自衛防疫強化総合対策事業	114,085	34,136	79,949
”	家畜疾病病性鑑定事業	1,927	1,834	93
”	家畜生産衛生対策推進事業	493	493	0
”	家畜人工授精技術向上対策事業	2,077	2,086	△9
”	養ほう振興推進事業	940	940	0
”	家畜保健衛生所運営事業	31,582	31,246	336
”	家畜保健衛生所施設整備事業	164,807	23,903	140,904
”	家畜伝染病危機管理体制整備事業	5,378	5,380	△2
”	家畜疾病清浄化推進・危機管理システム管理事業	12,069	1,976	10,093
畜産業費 畜産試験場費	畜産試験場運営費	100,342	91,362	8,980
”	畜産試験場施設整備事業	62,459	17,715	44,744
”	県単試験研究事業（畜産試験場）	70,368	70,585	△217
”	肉用牛改良研究所運営事業	140,293	140,667	△374
”	肉用牛改良研究所施設整備事業	42,726	23,952	18,774
”	県単試験研究事業（肉用牛改良研究所）	18,656	18,656	0
課 計		7,526,127	6,921,705	604,422

上記事業及び予算額のうち、下記の視点で事業タイトル 8 項目を抽出し、予算の執行状況、事業成果について検討した。なお事業名の記載順は「令和 4 年度主要施策の成果に関する調書」に記載の順に従っている。また、下記各事業の執行額については、決算数値によっている。

- 抽出基準 ①事業対応の緊急性、対策の必要性が高いと思われる事業
 (家畜伝染病予防、配合飼料価格高騰対策等)
 ②過去から継続して実施する施設整備事業等(国庫補助事業)
 (畜産施設基盤整備、畜産クラスター等)
 ③地域の畜産業振興、経済対策に資する事業
 (全国和牛能力共進会関係、畜産物輸出推進事業等)
 ④上記に該当し、予算規模が比較的大きい事業

抽出した事業名	(決算額 単位：千円)
(1) 家畜伝染病予防事業	(1,387,701)
(2) 第12回全国和牛能力共進会推進事業	(383,676)
(3) 全国和牛能力共進会出品対策事業	(23,673)
(4) 畜産基盤再編総合整備事業	(1,085,537)
(5) 畜産環境総合整備事業	(506,316)
(6) 畜産クラスター事業	(839,044)
(7) 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業	(437,598)
(8) 配合飼料価格高騰対策緊急支援事業	(497,922)

以上 8テーマ

上記個別テーマの他、畜産課所管の機関として、農業開発総合センター内畜産試験場、家畜衛生保健所も監査対象に含めている。

Ⅲ 抽出した事業の検討

1 家畜伝染病予防事業

<事業目的>

- ア. 家畜伝染病の各種検査及び立入調査等を実施し、発生予防・まん延防止に努める。
- イ. 96か月齢以上の死亡牛等 BSE 検査を実施し、本県における BSE の清浄性を確認するとともに、適切な処理体制を構築する。
- ウ. 家畜飼育者への家畜伝染病発生情報の周知、飼養衛生管理状況報告の徴収体制を整備するとともに、県内全農場への立入検査の実施により、家畜伝染病の侵入防止体制の確立に努める。
- エ. 本県で発生した高病原性鳥インフルエンザについては、殺処分等の防疫措置、消毒ポイントの設置及び緊急全戸消毒による緊急防疫対策を実施し、県内養鶏場へのまん延防止を図る。
- オ. 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん等の移動制限により影響を受けた農場等に対し、損失額の一部を助成し、影響緩和を図る。

(1) 家畜伝染病予防事業

<決算額>

事業名	決算額（円）	備考等
家畜伝染病予防事業	1,387,701,196	主な費目の内訳は下記のとおり。

上記のうち、畜種、対象伝染病別内訳

決算科目	畜種／病名	鶏	牛	畜種共通	その他
	決算額	鳥インフルエンザ	牛海綿状脳症	豚熱・口蹄疫・鳥インフルエンザ等	(※1) (※2)
合計	1,195,051,189	1,016,267,999	28,741,258	48,303,738	101,738,194

(※1) 家畜伝染病全般の発生予防等を目的とした事業で、畜種毎あるいは特定の伝染病予防目的にひも付けできないもの等。

(※2) 各法定家畜伝染病についての概要は、家畜保健衛生所の項を参照

上記執行の令達先は主に、家畜保健衛生所、該当地区の地域振興局である。

需用費・委託費の主なものは、本年度（令和4年冬季）の高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う殺処分等の防疫措置、消毒ポイントの設置及び緊急全戸消毒による緊急防疫対策により生じた薬品、資材購入の他、人員及び物資、処分物の移送、埋却等により生じた費用である。執行状況は、臨場した各事業所において試査にて確認した。今回発生の高病原性鳥インフルエンザは例年に比し、被害規模が大きくまた緊急性を要したため、12月補正予算で増額を措置し、速やかに対策が実施された。後述するが、発生農場の飼育鶏は全羽殺処分となったため、その費用に加え、制限区域内の周辺被害農場への損失補填も行われた。補助金負担金の全額は、同鳥インフルエンザ発生に伴う家さん等の移動制限により影響を受けた農場に対する損失額の一部補填である。損失補填の内容については後述する。

<実施状況>

本事業実施の体制については、家畜保健衛生所の項を参照されたい。

ア. 検査実施状況

牛		豚	
伝染病名	検査頭数	伝染病名	検査頭数
ヨーネ病	1,221	オーエスキー病	4,622
牛伝染性リンパ腫	3,465	豚繁殖・呼吸障害症候群	2,745
鶏		蜂 蜜	
伝染病名	検査頭数	伝染病名	検査群数
高病原性鳥インフルエンザ	4,938	腐蛆病	7,742
ニューカッスル病	200		

イ. BSE 検査実施状況

検査頭数：1,759 頭（全頭陰性）

ウ. 飼養衛生管理基準立入農場数（単位：件／実施率）

畜種	牛		豚		家禽	
対象件数（実施率）	4,546	65.9%	368	70.4%	856	100%

エ. 高病原性鳥インフルエンザの発生に対する対応

(ア) 発生状況

令和 4 年度事業執行期間中における鳥インフルエンザの発生状況（13 事例）

件数	発生日	発生地域	飼養羽数	種類
1 例目	令和 4 年 11 月 18 日	出水市高尾野町	約 12 万	採卵鶏
2 例目	11 月 24 日	出水市高尾野町	約 7.8 万	採卵鶏
3 例目	11 月 27 日	出水市野田町	約 41 万	採卵鶏
4 例目	12 月 2 日	出水市高尾野町	約 12 万	採卵鶏
5 例目	12 月 4 日	出水市高尾野町	約 3.4 万	採卵鶏
6 例目	12 月 7 日	出水市高尾野町	約 6 万	採卵鶏
7 例目	12 月 8 日	出水市高尾野町	約 6.3 万	採卵鶏
8 例目	12 月 9 日	出水市野田町	約 22 万	採卵鶏
9 例目	12 月 11 日	出水市高尾野町	約 9.6 万	採卵鶏
10 例目	12 月 18 日	南九州市穎娃町	約 3.5 万	採卵鶏
11 例目	12 月 19 日	阿久根市脇本	約 7 万	採卵鶏
12 例目	12 月 21 日	阿久根市脇本	約 3.7 万	肉用鶏
13 例目	令和 5 年 2 月 3 日	鹿屋市串良町	約 2.7 万	肉用種鶏
処分羽数合計（全羽級処分である）			137 万羽	—

※ 2 例目、9 例目は疫学関連農場含む。

(イ) 県の対応

- ・対策本部の設置
- ・緊急対策会議の開催
- ・発生農場における殺処分等の防疫措置

オ. 高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う予算措置

(ア) 事業名：高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業

- ・発生農業における防疫措置
- ・消毒ポイントの設置運営
- ・発生状況確認検査及び清浄性確認検査

(イ) 事業名：高病原性鳥インフルエンザ防疫対策事業

- ・県内家きん飼養農場における消石灰及び殺鼠剤の配布
- ・関連施設における消毒等の強化

(ウ) 事業名：養鶏農家緊急支援対策事業（※1）

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限により家きん等の出荷に影響を受けた飼養者等に対し、売り上げの減少や増加した費用の一部を助成

(※1) 養鶏農家緊急支援対策事業の実施状況

(1) 実施内容

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う影響を緩和するため、家畜伝染病予防法第32条に基づく家畜等の移動の制限を受けた家きん飼養者に対し、売上の減少や増加した費用の一部を補償する。

- 補償対象 (1) 売上の減少
 (2) 飼料費の増額
 (3) 輸送費・保管費の増額
 (4) 化製費の実費 等

(2) 予算額と補償額実績(千円)

事業内容等	12月補正 予算額	補償額実績		
		北薩地区	肝属地区	計
肉用鶏農家緊急支援	245,397	48,420	11,655	60,075
売上の損失・減少額	—	0	0	0
飼料費等の増加額	245,397	48,420	11,655	60,075
採卵鶏農家緊急支援	11,921	9,150	0	9,150
売上の損失・減少額	11,921	9,150	0	9,150
飼料費等の増加額	—	0	0	0
育成鶏農家緊急支援	110,641	14,920	0	14,920
売上の損失・減少額	64,741	14,920	0	14,920
飼料費等の増加額	45,900	0		0
合計	367,959	72,490	11,655	84,145

(3) 補償対象

実績：3団体および1個人、計74農場

団体	区分	補償要件	農場数	数量	金額(円)	備考
A	肉用鶏	移動制限区域内	6	214,204羽	7,968,363	出荷遅延による飼料費の増加
		搬出制限区域内	24	992,397羽	22,845,574	
		搬出制限区域外	13	650,237羽	17,606,402	
B	肉用鶏	移動制限区域内	1	86,148羽	11,654,555	出荷遅延による飼料費の増加
C	採卵鶏	移動制限区域内	27	236.325t	8,777,822	規格外として出荷
D	採卵鶏	移動制限区域内	1	1.268t	372,666	液卵として出荷
E	育成鶏	搬出制限区域内	2	58,131羽	14,919,946	出荷遅延による飼料費の増
合計			74	237.593t/ 2,001,117羽	84,145,328	

A	肉用鶏	43 農場	48,420	(千円)		
B	肉用鶏	1 農場	11,655			
C	採卵鶏	27 農場	8,778			
D	採卵鶏	1 農場	372			
E	育成鶏	2 農場	14,920		合計	74 農場 84,145 千円

＜実施成果＞

- ア. 各種検査及び立入検査等の実施により、県内家畜伝染性疾病の浸潤状況が確認された。
- イ. 死亡牛等の BSE 検査の実施により全て陰性が確認され、本県における BSE の清浄性が確認された。
- ウ. 県内農場への立入検査の実施により、飼養衛生管理基準の遵守状況の把握及び家畜伝染病の侵入防止体制の確立が図られた。
- エ. 本県における高病原性鳥インフルエンザは、13 例発生したが、迅速な殺処分等の防疫措置、消毒ポイントの設置及び緊急全戸消毒等により、まん延防止が図られた。出水市においては、埋却地からの汚水漏出事案に対して、事態の改善のため、汚水の除去や消臭剤の散布、ため池等の水質検査、集落への説明等に取り組んだ。
- オ. 出水市、阿久根市、南九州市及び鹿屋市の高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家禽等の移動制限を受けた 66 農家に対し、出荷遅延等による損失額の影響緩和が図られた。

＜事業実施に関するコメント＞

例年の家畜伝染病予防事業に加えて、本事業年度では過去最大級の高病原性鳥インフルエンザの発生に見舞われ、緊急の対応が必要となった。

発生農場は全羽殺処分の処置を余儀なくされ、発生農場のみならず、周辺農場や関係事業者、市場経済への影響も大きいものがあつた。経済的損失や今後の事業再生への公的機関の支援が引き続き重要である。

また本事例に見られるように、他の畜種（牛・豚）においても全国有数の産地である本県の場合、さらに、家畜伝染病の発生による影響は、生産事業者のみでなく川下に連なる業種が多岐に渡り、全国的な規模で与える影響が大きい。現に令和 5 年 8 月 30 日に、佐賀県において豚熱が発生したこと、及び今回の監査期間中（同年 11 月）、出水市において、死亡した野鳥やツルの越冬地区のねぐらから、高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことなどから、さらなる家畜伝染病の防疫体制強化の要請が求められ、畜産業振興における本事業の重要度は益々高まる。充実した家畜伝染病防疫体制、感染予防措置が重要である。

なお、その後（令和 6 年 1 月時点）の本県の家畜伝染病の発生状況については、家畜保健衛生所の項へ記載する。

2 第12回全国和牛能力共進会推進事業

6 生産振興、販売・流通等に関する施策（6-3）

■ 第12回全国和牛能力共進会推進事業【継続】

【令和4年度予算額 383,962千円】
財源（一財）

<対策のポイント>

第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会開催に向けて、関係機関・団体と連携し、円滑な運営を目指します。

<政策目標>

第12回全国和牛能力共進会の開催による肉用牛の改良、農家の生産意欲の向上、生産基盤の拡大

※ 未来創造ビジョン体系 10 農林水産業の「稼ぐ力」の向上

<事業の内容>

1 目的

令和4年度に本県で開催される第12回全国和牛能力共進会に向けて、関係機関・団体と連携し、円滑な大会運営に協力することを目的に、開催に必要な諸準備を実施するとともに、大会の広報活動や気運醸成に取り組む。

2 事業主体（※負担割合）

①第12回全国和牛能力共進会県実行委員会（県1/2）、②県

3 事業内容

- ①第12回全国和牛能力共進会運営事業
（実行委員会負担金） 【予算額：370,029千円】
- ②大会運営本部事業（運営スタッフの県職員動員）など
【予算額：13,933千円】

4 事業期間

平成29年度～令和4年度（6か年）

<事業の流れ>

- 令和2年度
実施計画策定業務の委託、マスコットキャラクターによるPR等
- 令和3年度
実施計画の策定、各種運営マニュアルの作成、大会PR等
- 令和4年度
本大会開催

<事業イメージ>

第12回全国和牛能力共進会イベントテーマ

「和っ！と驚く美味さが牛っ！と詰まった
和牛の魅力を鹿児島から 和牛フェス2022」



種牛の部審査風景



肉牛の部審査風景



開会式風景



各道府県の銘柄牛や観光等PR

※前回大会（宮城）より抜粋

【お問い合わせ先】

鹿児島県農政部畜産課
全国和牛能力共進会推進室総務広報係

<決算額>

事業名	決算額（円）	備考等
第12回全国和牛能力共進会推進事業	383,676,922	

<事業目的>

令和4年10月に本県で開催される第12回「全国和牛能力共進会鹿児島大会」に向けて、関係機関・団体と連携し、計画的に会場設営等の準備を進めるとともに、大会の広報活動や気運醸成に取り組む。また、当該大会に出品する和牛育成、選抜のための対策として「全国和牛能力共進会出品対策事業」（次項）が平行して実施された。

第12回「全国和牛能力共進会」大会結果については、「全国和牛能力共進会出品対策事業」の項に記載している。

■「第12回全国和牛能力共進会鹿児島県実行委員会」の補助金精算書を入手し、支出額の内容を検討した。同実行委員会が作成した収支決算書（3期分）である。

【収入：千円】（実行委員会事業報告書収支計算書より）

区 分		令2年分	令3年分	令4年分	摘要
負担金	県	5,911	70,703	370,029	決算額に一致している
	全国和牛登録協会	3,250	1,930	62,120	主催団体である
	県経済連・JAグループ	26,917	18,354	127,259	地元畜産関係団体
	その他関係団体	3,250	2,750	8,750	7団体
	市町村	—	5,900	80,000	霧島市、他42市町村
生産者協力金		11,484	14,564	2,085	生産者団体
補助金		—	—	55,000	地方競馬全国協会畜産振興補助金
合 計		50,812	114,202	705,243	—
業務委託費		—	—	50,861	全国和牛等力協会委託事業・全国肉用牛振興基金協会委託事業
協 費 金・ 出 店 料 等	協賛金	—	—	82,901	
	協賛金	—	—	40,869	73団体
	出店料等	—	—	42,031	出店料、出品牛目録広告料等
	雑収入	0	90	321	預金利息、原稿執筆料等
小計		0	90	134,084	—
合計		50,812	114,292	839,327	—

【支出：千円】

区 分		令2年分	令3年分	令4年分	摘要
総務 事務 費		5,201	17,888	43,945	—
	会議開催費	328	626	1,000	会場借上費等
	事務局運営費	385	1,855	6,716	事務補助員賃金他消耗品費等
	実施計画策定費	4,487	15,406	—	実施計画策定委託費等
大会運営関係費		—	—	36,229	来賓・出品者記念品等
広 報 宣 伝 費		6,298	15,965	71,891	—
	P R 関連費	4,411	9,290	56,817	P R 資材費、タブロイド広告、TVラジオCM等
啓発活動費		1,887	6,674	15,074	イベント等でのP R経費、大会記録集制作費等
交通輸送対策費		—	—	113,140	交通輸送実施業務委託、駐車場整備、渋滞緩和対策費等
会場対策費		—	—	467,938	審査会場、仮設牛舎、催事会場等設営費
催事運営業務費		—	—	109,975	開閉会式、共進会運営、イベントステージ等運営費
大会開催関係 計		11,500	33,853	806,891	—
敷地整備及び現状復旧費		—	42,051	89,041	種牛の部会場敷地整備及び原状復旧工事費等
大型映像装置設置費		—	—	25,820	審査会場大型ビジョン設置、放映等
和牛P R館運営費		—	—	25,040	全国肉用牛振興基金協会委託事業（和牛PR館）運営費等
合計		11,500	75,905	946,794	—

上記収支の結果、当該実行委員会は令和5年2月時点で余剰金491,822千円を有しているが、これは各会員の負担金の負担割合に応じて返還した。

【大会運営に関する主な実施施策の概況】

(ア) 大会運営本部の運営

- ・大会運営本部説明会や業務説明会（W e b）の開催（計 40 回）
- ・会場設営、催事広報、交通輸送に係る現地調査や、関係機関・団体及び業務委託先等との打ち合わせを実施
- ・大会期間中（令和 4 年 10 月 3 日～11 日）の対応

(イ) 本県開催の P R 活動

- ・マスコットキャラクター「かごうしママ」や P R 資材等を活用した大会の P R
- ・大会ホームページや S N S、県内外の各種イベントやメディア等を活用した情報発信
- ・大会 100 日前キャンペーンの実施

(ウ) 大会の開催準備及び運営

- ・審査会場や仮設牛舎、催事会場、イベントテント等の設営・運営・撤去
- ・新型コロナウイルス感染防止対策の実施
- ・来場者におけるシャトルバスを活用した交通輸送対策の実施
- ・牛舎関連施設や出品牛・搬入車両の消毒等の衛生輸送対策の実施

(エ) 全共鹿児島大会閉会式での首相出席に伴う要人対応

- ・セキュリティゲートや要人控え室の設置
- ・要人入退室路の整備（簡易舗装、架設足場）
- ・鹿児島大会開催中のスタッフバス運送関係

■ 施策の実施による成果

- ・市町村や関係団体等との連携により、大会の開催準備・運営が円滑に行われ、来場数は約 30 万 8 千人を記録し、約 66 億円の経済効果につながった。
- ・各種イベントでの大会 P R やテレビ等各種メディア・大会ホームページ、S N S 等を活用した情報発信などのより、県内外に向けて大会の周知が図られた。
- ・大会運営に従事する県職員約 3,300 人について、従事時間を踏まえた借上バスによる輸送を行い、円滑な大会運営が図られた。

[事業成果に対する所感]

「全国和牛能力共進会」は、全国和牛登録協会（本部京都市）が主催して、肉用牛黒毛和種の畜産技術の改善、和牛の能力と斉一性の向上を目指して、5 年に 1 度、開催される全国規模の黒毛和牛の品評会である。

通称「全共」（ぜんきょう）、別名「和牛オリンピック」とも呼ばれ、牛の改良の成果を競う「種牛の部」と、牛肉の肉質を競う「肉牛の部」からなり、全国から約 500 頭の牛が集結する。所要費用の開催地負担は数億円にも上るが、品評会に合わせて開催地の農業、観光、文化などをアピールするイベントも開かれ、観光資源としても開催地にもたらされる経済効果も大きい。特に当県は前回（平成 29 年開催）の宮城大会においても団体賞で総合優勝しており、今回は開催主催県としてのみならず、タイトルホルダーとしての連覇と、ブラン

ド牛としての地位確立にも大きな期待がかかり、開催前から県民の関心も高いものがあった。大会期間中は、内閣総理大臣も会場に臨場されるなど、地元紙、ローカル放送局のみならず、全国的にもマスコミで取り上げられ、観光的にも一大イベントの感があった。

詳細は後述するが、結果として2大会連続で「和牛日本一」となり、大会は成功裡に閉幕した。

3 全国和牛能力共進会出品対策事業

6 生産振興、販売・流通等に関する施策（6-3）

■ 全国和牛能力共進会出品対策事業【継続】

【令和4年度予算額 23,721千円】
財源（特定：13,500千円、寄付金：520千円、一財：9,701千円）

<対策のポイント>

第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会に向けて、関係機関・団体が一体となり、出品対策に取り組みます。

<政策目標>

第12回全共鹿児島大会における「和牛日本一 鹿児島黒牛」のブランド確立と一層の販路拡大

※ 未来創造ビジョン体系 10 農林水産業の「稼ぐ力」の向上

<事業の内容>

1 目的

令和4年10月に本県で開催される全国和牛能力共進会で優秀な成績を取り、「鹿児島黒牛」の銘柄確立とより一層の販路拡大を図るため、関係機関・団体が一体となり、出品対策を実施する。

2 事業主体（※負担割合）

- (1) 市町村（県10/10）
- (2) 第12回全国和牛能力共進会鹿児島県推進協議会（県1/3）

3 事業内容

- (1) 第12回全国和牛能力共進会出品対策事業
【予算額：14,500千円】
・ 優良繁殖雌牛の導入及び短期肥育技術実証への支援
- (2) 「チーム鹿児島」強化対策事業 【予算額：9,221千円】
・ 出品候補牛の選抜及び全共最終審査への出品等を実施

4 事業期間

平成29年度～令和4年度（6か年）

<県代表牛決定までの流れ>



<事業イメージ>

第12回大会本県スローガン

～和をもって、令和を制す！

「チーム鹿児島」で王座を目指せ 鹿児島黒牛！～



オレイン酸等（MUFA）測定



候補牛の集合調査・指導



超音波肉質診断



調教指導

【お問い合わせ先】

鹿児島県農政畜産課
全国和牛能力共進会推進室出品対策係

事業名	決算額（円）	備考等
全国和牛能力共進会推進対策事業	23,673,182	

<事業目的>

本県で開催される『第12回全国和牛能力共進会』で優秀な成績を納め、「鹿児島黒牛」の銘柄確立と一層の販路拡大を図るため、関係機関・団体が一体となり、出品対策を実施した。大会概要、事業内容及び開催結果については後述する。

【施策の実施状況】

(1) 優良繁殖雌牛導入支援

- (ア) 1頭当たり50千円の導入補助を行い、第12回全国和牛能力共進会出品区2区から6区の候補牛確保を図った。

・「種牛の部」2区（若雌1）候補牛の導入を支援、「種牛の部」2区（若雌1）の候補牛を確保した。（250頭）

(イ) 肥育技術の実証（「肉牛の部」区出品対策）

短期肥育技術実証については、1頭当たり25千円の助成を行い、全共の出品条件に合わせた肥育技術の確立に努め、肥育技術の実証が図られた。（80頭）

(2)「チーム鹿児島」強化対策事業

第12回全国和牛能力共進会鹿児島県協議会の活動を通じ、関係機関・団体との連携による出品対策を推進した。

- ・出品対策費用（県負担）8,805千円

全国和牛能力共進会鹿児島大会に向けて、平成30年5月に設立された県推進協議会の活動を通じ、関係機関・団体との連携による出品対策を推進した。「種牛の部」については巡回調査や集合調査により、改善事項の整理や出品対策指導を行うとともに、第1次予選（5月）、第2次予選（7～8月）、最終予選（8月）を開催し、本県代表牛17頭の選抜を行った。また全共に備え、審査員の審査技術や調教技術の向上を目的とした研修会を開催した。「肉牛の部」については、巡回調査による定期的な飼養管理指導を実施し、最終巡回調査結果をもとに、本県代表牛7頭の選抜を行った。

【事業実績】

(ア) 推進委員会の開催（4回）

(イ) 「種牛の部」は地区毎に巡回調査や集合調査を行い、候補牛の選定と組出品区を編成

(ウ) 「種牛の部」は地区毎の1次予選会（242頭選抜）、2次予選会（114頭選抜）を実施し最終予選会で県代表牛17頭（高校及び農業大学校の部1頭を含む）を選抜した。

(エ) 技術員の審査技術や調教技術の向上を目的とした研修会の実施

(オ) 「肉牛の部」の候補牛72頭に対して巡回調査（3回）による超音波肉質診断、飼料管理指導を実施した。

(カ) 「肉牛の部」の候補牛から県代表牛を7頭選抜した。

【第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会の開催結果について】

「全国和牛能力共進会」は、全国の優秀な和牛を一堂に集めて、改良の成果やその優秀性を競う大会で、5年毎に全国を巡回して開催される。審査は、雄牛・雌牛の姿・形の体型の良さと、改良の成果を月齢別に審査する「種牛の部」と肉質を審査する「肉牛の部」がある。また第12回鹿児島大会からは、「高校及び農業大学校の部」が新設された。

《大会開催概要》

第12回全国和牛能力共進会の概要	
開催テーマ	「和牛新時代 地域かがやく和牛力」
主催	公益社団法人全国和牛登録協会
運営団体	第12回全国和牛能力共進会鹿児島県実行委員会
参加	全国41道府県
会期	令和4年10月6日（木）から10日（月）まで

会 場 種牛の部 鹿児島県霧島市牧園地区
 肉牛の部 鹿児島県南九州市知覧町 (株)JA食肉かごしま南薩工場
 出品頭数 (最終審査) 種牛・特別区 272 頭、肉牛 166 頭 合計 438 頭

【開催のねらい】

「能力共進会」の名称のもと、和牛の能力と斉一性の向上を目指す本共進会も、今回で 12 回目を迎え、令和に入って最初の共進会となります。本共進会の特徴は、日常の登録事業を通じて、それぞれの時代の要求に応じた形で和牛改良を進めていくため、改良上のねらいを出品区の設定に盛り込み、本共進会に取り組むことによって、将来につながる優秀な素材を生産及び発掘し、これを出品展示することによって、その成果を確認し、全共後に引き継いでいくことにあります。(以下略)

今回は過去最多となる 41 道府県から 438 頭の牛が出品され、本県では、県内各地から予選を勝ち抜いた 24 頭を出品した。

【大会成績のまとめ】

全 9 部門のうち、6 部門で首席（農林水産大臣賞）となった。「種牛の部」において、第 1 区若雄、第 4 区繁殖雌牛群、第 5 区高等登録群、特別区において首席を獲得した。特に「種牛の部」では、第 4 区繁殖雌牛群において 30 年振りとなる「内閣総理大臣賞」を獲得した。「肉牛の部」においては、第 8 区去勢肥育牛において首席を獲得し、「肉牛の部」において、2 大会連続で「最優秀枝肉賞」を獲得した。また、第 6 区総合評価群でも首席を獲得した。特別区「高校及び農業大学校」の部では県立曾於高等学校が優等賞首席に選ばれた。結果、2 大会連続で「和牛日本一」の称号を獲得した。

以下は、各審査区の概要と出品頭数、当県出品牛の成績のまとめ。

区分	カテゴリー	概要	出品頭数	当県の成績
第 1 区	若雄	和牛集団の遺伝的多様性の維持・拡大と、地域における特色ある系統の再構築の造成を目指し、将来にわたって系統の特色ある遺伝子を保留・固定していくための種雄牛候補の造成を目的とした区。	(頭) 21	優等賞 首席・ 6 席
第 2 区	若雌の 1	改良組合活動の活性化による増頭意欲の向上とともに、全共参加者の拡大を促すことを狙いとした出品区。個人による個体出品で、出品者は、本会認定の「改良組合の会員」であることが条件。	33	優等賞 3 席・ 7 席
第 3 区	若雌の 2	出品牛には産肉能力、その母牛には繁殖能力について、一定以上の水準が求められる。なお、この区の対象牛を積極的に改良組合内に選抜・保留し、地域全体の生産基盤の安定と拡充につなげることを目的とする。	32	優等賞 2 席・ 5 席
第 4 区	繁殖雌牛群 3 人以上	地域の特色ある雌牛集団づくりの実現と、育種組合及び改良組合活動による改良成果の確認と技術向上を目的とした出品区。本会認定の育種組合または改良組合による出品で、成雌牛 3 頭を 1 群として出品する。出品牛は、	18 組 54	優等賞 首席 内閣総理

		3代以上(本牛-母-母方祖母)にわたり自道府県内で生産されてきた、地域の特色を備えている雌牛とする。		大臣賞
第5区	高等登録群 14ヶ月以上	母-娘-孫娘に亘る改良の成果の確認と、優良雌牛系統の地域への保留推進と拡大を狙いとした出品区。本会認定の改良組合による出品で、高等登録の母牛と娘牛及び孫娘牛の直系3代にわたる3頭を1群として出品する。	16組 48	優等賞 首席
第6区	総合評価群 種牛群 肉 牛群	種牛能力と産肉能力を総合評価する出品区で、地域の改良の中核を担う種雄牛の産子を実証展示し、各地域の改良成果を確認することを狙いとした出品区。出品単位は本会認定の育種組合ならびに本会支所とし、道府県の改良方針に基づき計画的に造成された同一種雄牛の産子を種牛群(4頭)と肉牛群(3頭)合わせて1群として出品する。出品牛の父牛には年齢の制限が設けられ、種牛群の出品牛は繁殖能力と産肉能力について、肉牛群の出品牛は産肉能力について、それぞれ一定以上の水準が求められる。また、種牛群、肉牛群ともに、自道府県内で生産された両親からの産子が出品される。	種牛群 15組 60 肉牛群 45	優等賞 首席
第7区	脂肪の質評 価群 24ヶ 月未満	脂肪の質の育種評価体制の構築により、脂肪の質の改良につなげることを目的とした出品区。個人またはグループによる出品で、同一種雄牛の産子の去勢肥育牛頭を1群として出品される。出品牛の父牛は、道府県の改良方針に基づき、計画的に造成されたものとし、一価不飽和脂肪酸(MUFA)またはオレイン酸の育種価が算出されていることが求められる。また、父牛には年齢の制限が設けられ、産肉能力について一定以上の水準が求められる。	21組 63	優等賞 5席
第8区	去勢肥育牛 24ヶ月未満	効率的でかつ美味しい和牛肉生産を目指し、改良された和牛の能力と肥育技術により、和牛の魅力を最大限に引き出すことを目的とした出品区。個人による個体出品で、1つの道府県から2頭までの去勢肥育牛が単品として出品される。出品牛の父牛には年齢の制限が設けられ、産肉能力について一定以上の水準が求められる。	58	優等賞 首席 最優秀枝 肉賞
特別区	高校及び農 業大学の部 14~20ヶ月 未満	農業教育とその学習活動を通じた和牛への理解醸成と担い手の育成を目的とした区。和牛を飼育する高校及び農業大学校で生産・飼育された若雌1頭が出品され、出品牛と取り組み発表に対する総合的な審査を行う。この区では、和牛生産・飼育を学ぶ学生の意欲向上を図るとともに、学生による和牛の魅力の発信を通じ、将来にわたり和牛生産に取り組む人材の育成・確保を目指す。	24校 24	優等賞 首席

【意見 6-1】事業成果について

前述のとおり「第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会」では、大変優秀な成績を収め、「和牛日本一」の称号は不動の感がある。今後、本事業を通じて、鹿児島産黒毛和牛のブランド確立はもとより、本県畜産業全般の振興にも波及効果が期待され、他の畜種のブランド力にも効果的な影響を与えるものと思われる。また観光資源としてもPR効果も高く、事業の経済的投資効果は無形のものとして今後も長期間継続されると期待されることである。

4 畜産基盤再編総合整備事業

4 担い手確保・育成に関する施策（4-1）

■ 畜産基盤再編総合整備事業（公共）【継続】

【令和4年度予算額 1,023,462千円】
財源（国庫：617,250千円一財：406,212千円）

<対策のポイント>

自給飼料増産のための草地、飼料畑の開発整備を行い、飼料生産基盤に立脚した畜産主産地の形成を促進します。

<政策目標>

飼料基盤の造成・整備：263.1ha（「鹿児島県酪農・肉用牛生産近代化計画」における令和12年度目標値）

※ 未来創造ビジョン体系 10 農林水産業の「稼ぐ力」の向上

<事業の内容>

1 目的

飼料基盤の開発整備、農業用施設の整備等を行うとともに、畜産生産の核となる経営体を創出することにより、畜産主産地の形成を促進する。

2 事業主体（※負担割合）

- (1) （公財）鹿児島県地域振興公社（本土：国50%，県22.5%
離島：国55%，県25% 奄美：国2/3，県25%）
- (2) 県（県1/2，国1/2）

3 事業内容

- (1) **整備事業** 【予算額：1,023,462千円】
草地、飼料畑等の基本施設整備や、畜舎等の農業用施設整備など、畜産経営に必要な施設整備
- (2) **計画策定事業** 【予算額： — 円】
事業計画の策定

4 事業期間

平成8年度～

<事業の流れ>

- (1) 整備事業：国 → 県 → 地域振興公社
- (2) 計画策定事業：国 → 県

<事業イメージ>

草地、飼料畑の開発整備



畜舎等の施設整備



【お問い合わせ先】

鹿児島県農政部畜産課耕畜連携飼料対策係（099-286-3219）

事業名	決算額（円）	備考等
畜産基盤再編総合整備事業	1,085,537,887	

【畜産基盤再編総合整備事業】

<事業概要>

- (1) **目的** 土地条件等からみて今後とも畜産主産地として安定的な発展が見込まれる地域において、飼料基盤の開発整備、農業用施設の整備等を行うとともに、周辺農家との有機的な結合のもとに、畜産生産の核となる経営体を創出することにより、畜産主産地の形成を促進する。
- (2) **事業主体**
調査事業…鹿児島県 整備事業…公益財団法人 鹿児島県地域振興公社

(3) 負担割合(財源)

区分	国庫	県費	事業参加者	合計
調査(計画策定)	50	50	—	100
整備事業(本土)	50	22.5	27.5	100
整備事業(離島)	55	25	20	100
整備事業(奄美)	2/3	25	1/12	100

(4) 実施内容

草地、飼料畑等の基本施設整備や畜舎等の農業用施設整備など、畜産経営に必要な施設を整備する。

- ・草地(飼料畑を含む)の造成改良及び整備改良
- ・道路、用排水施設、家畜排せつ物土地還元施設整備
- ・畜舎、飼料貯蔵施設、家畜排せつ物処理施設等、家畜の飼養管理に必要な施設の整備

(5) 実施区分と採択基準

事業の内容	担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るため、事業主体が基本施設整備事業、農業用施設整備事業、農機具導入事業を行う。
採択基準	<p>(1) 完了後の受益草地等</p> <p>① 補助地区(内地): 概ね 200ha 以上 (中山間地域 100ha 以上): H23~R4</p> <p>補助地区(内地): 概ね 30ha 以上 (中山間地域 15ha 以上): R5~</p> <p>② 交付金及び補助地区(離島、奄美): 概ね 30ha 以上 (中山間地域 15ha 以上)</p> <p>(2) 家畜飼育頭数(肥育豚換算) 現況が概ね 2,000 頭以上(中山間地域は 1,000 頭以上) 完了後が概ね 3,000 頭以上(中山間地域は 1,500 頭以上)</p> <p>(3) 事業参加資格者が概ね 10 人以上(中山間地域は 5 人以上)</p>

(6) 実施実績

畜産基盤再編総合整備事業						
負担金補助金及び交付金		1,028,361,000				
令3年繰越			(千円)			
NO	事業主体/地区名	施設整備内容	事業費総額	国庫補助金	県費	その他
1	(公財)県地域振興公社 県中北地区	草地整備改良	183,958	84,943	48,414	50,601
		草地造成改良				
		施設用地造成整備				
		畜舎整備 1式				
		肥飼料庫 1式				
		家畜排せつ物処理施設整備 2式				
		雑用水施設整備 1箇所				
測定、一般管理費等 1式						
2	(公財)県地域振興公社 種子屋久第1地区	畜舎整備 1式 牧場用機械施設整備 1台	6,253	3,025	1,683	1,545
3	(公財)県地域振興公社 十島地区	草地造成改良 畜舎整備 測定、一般管理費等 1式	104,833	53,209	30,599	21,025
4	(公財)県地域振興公社 奄美北部地区	畜舎整備 4式 家畜排せつ物処理施設整備 4式	216,611	130,762	67,710	18,139
5	(公財)県地域振興公社 種子屋久第2地区	草地造成改良 草地整備改良 施設用地造成整備 畜舎整備 1式 測定、一般管理費等 1式	40,020	20,286	11,723	8,011
			551,675	292,225	160,129	99,321
令4年度						
6	(公財)県地域振興公社 県中北地区	畜舎整備 家畜排せつ物処理施設整備 1式 測定、一般管理費等 1式	288,925	133,397	75,986	79,542
7	(公財)県地域振興公社 曾於第3地区	草地造成改良 一般管理費等	10,764	4,965	2,837	2,962
8	(公財)県地域振興公社 三島第2地区	雑用水施設整備 2式 施設用地造成整備 隔障物整備 測定、一般管理費等 1式	53,226	27,022	15,555	10,649
9	(公財)県地域振興公社 十島地区	草地造成改良 雑用水施設整備 2式 施設用地造成整備 隔障物整備 畜舎整備 測定、一般管理費等 1式	49,302	25,068	14,371	9,863
10	(公財)県地域振興公社 奄美南部	草地造成改良 施設用地造成整備 畜舎整備 1式 家畜排せつ物処理施設整備 1式 測定、一般管理費等 1式	136,844	84,254	41,177	11,413
11	(公財)県地域振興公社 奄美北部	畜舎整備 一部 測定、一般管理費等 1式	87,516	53,951	26,266	7,299
12	(公財)県地域振興公社 種子屋久第2地区	草地整備改良 畜舎整備 一部 家畜排せつ物処理施設整備 測定、一般管理費等 1式	75,946	38,596	22,155	15,195
現年度 計			702,523	367,253	198,347	136,923
総合計			1,254,198	659,478	358,476	236,244
				国庫+県費	1,017,954	
				附帯事業費	10,407	
				決算額	1,028,361	

<事業実施成果>

県内8地区の飼料畑等の基盤整備や畜舎・農機具等の整備拡充を行い、中核農家の育成・畜産主産地の形成が図られた。

5 畜産環境総合整備事業

3 安全で安心な農畜産物の安定供給に関する施策（3-1）

■ 畜産環境総合整備事業（公共）【継続】

【令和4年度予算額 807,793千円】

財源（国庫：551,596千円 一財：256,197千円）

<対策のポイント>

総合的な畜産経営の環境整備を行い、家畜排せつ物等の地域資源のリサイクルシステムの構築を促進します。

<政策目標>

たい肥化・液肥化仕向率：97.9%（「鹿児島県家畜排せつ物利用促進計画」における令和12年度目標値）

※ 未来創造ビジョン体系 10 農林水産業の「稼ぐ力」の向上

<事業の内容>

1 目的

畜産経営の環境整備を行い、家畜排せつ物等の地域資源のリサイクルシステムを構築することにより、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化に資する。

2 事業主体（※負担割合）

- (1) (公財)鹿児島県地域振興公社（本土：国50%，県22.5%
離島：国55%，県25% 奄美：国60%，県25%）
(2) 県（県1/2，国1/2）

3 事業内容

- (1) 整備事業 【予算額：807,793千円】
畜産施設用地造成等の基盤整備や、家畜排せつ物処理施設等の畜産経営に必要な施設整備
(2) 計画策定事業 【予算額：— 円】
事業計画の策定

4 事業期間

平成13年度～

<事業の流れ>

- (1) 整備事業：国 → 県 → 地域振興公社
(2) 計画策定事業：国 → 県

【お問い合わせ先】

鹿児島県 農政部 畜産課 耕畜連携飼料対策係（099-286-3219）

<事業イメージ>

家畜排せつ物処理施設整備



事業名	決算額（円）	備考等
畜産環境総合整備事業	506,316,174	

<事業概要>

(1) 目的

将来にわたり畜産主産地としての発展が期待される地域において、総合的な畜産経営の環境整備を行い、家畜排せつ物等の地域資源リサイクルシステムを構築することにより、畜産経営に起因する環境汚染の防止と畜産経営の合理化に資する。

(2) 事業主体

調査事業…鹿児島県 整備事業…公益財団法人 鹿児島県地域振興公社

(3) 負担割合（財源）

区分	国庫	県費	事業者その他	合計
調査・計画策定	50	50	—	100
基盤整備（本土）	50	22.5	27.5	100
（離島）	55	25.0	20.0	100
（奄美）	60	25.0	15.0	100
施設整備（本土）	50	22.5	27.5	100
[※1]（離島）	55	25.0	20.0	100
（奄美）	60	25.0	15.0	100
施設整備（その他施設）	1/3	1/6	1/2	100

※1：家畜排せつ物等地域資源循環利用施設整備

(4) 実施内容

ア. 基盤整備

草地等造成、水質汚染防止基盤、畜産施設用地造成、道路造成、用排水施設、周辺環境基盤

イ. 施設整備

(ア) 家畜排せつ物等地域資源循環利用施設

家畜排せつ物処理施設（地域有機質残さ等一体高度処理施設及びエネルギー等副産物利用処理施設、家畜排せつ物運搬等機械を含む）、地域有機質残さ飼料化施設、堆肥土壌等分析施設、サイレージ用ラップ等廃棄物処理施設、電気導入施設

(イ) その他施設

農機具庫、家畜飼養管理施設（移転を伴う）、周辺環境施設

(5) 実施要件

- ① 将来にわたり畜産主産地としての発展が見込まれる地域であって、畜産経営の発展と地域住民の生活環境の保全を図るため、環境汚染防止対策及び生活環境改善対策を緊急に実施する必要があること。
- ② 事業の実実施計画が「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」第8条の規定に基づき都道府県が定める家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画に即したものであること。
- ③ 事業参加者の家畜飼養頭数が概ね肥育豚換算頭で2,000頭（環境負荷脆弱地域の場合にあっては概ね1,000頭）以上であること。
- ④ 事業参加者のうち養畜の業務を営むものが原則として3人（環境負荷脆弱地域の場合にあって、農地所有適格法人等で共同経営の実態を有するものにあつては1法人）以上であること。
- ⑤ 基盤整備費及び施設整備費に係る受益面積が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、概ね10ha（ただし、事業参加者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあっては、概ね5ha）以上であること。

(6) 実施実績

畜産環境総合整備事業 負担金補助金及び交付金 令3年繰越						
		(千円)				
NO	事業主体/地区名	施設整備内容	事業費総額	国庫補助金	県費	その他
1	(公財)県地域振興公社 大隅第7地区	家畜排せつ物処理施設整備 2式 測定、一般管理費等 1式	164,306	75,794	43,320	45,192
令4年度						
1	(公財)県地域振興公社 大隅第7地区	用排水施設整備 周辺環境基盤整備 家畜排せつ物処理施設整備 4式 測定、一般管理費等 1式	129,412	59,691	34,107	35,614
2	(公財)県地域振興公社 肝属中央第6地区	家畜排せつ物処理施設整備 1式 家畜排せつ物運搬等機械 1台 測定、一般管理費等 1式	80,804	37,303	21,278	22,223
3	(公財)県地域振興公社 南薩日置第2地区	家畜排せつ物処理施設整備 5式 家畜排せつ物運搬等機械 3台 測定、一般管理費等 1式	269,651	124,564	70,923	74,164
現年度計			479,867	221,558	126,308	132,001
総合計			644,173	297,352	169,628	177,193
				国庫+県費	466,980	
				付帯事業費	5,148	
				決算額合計	472,128	

＜事業実施による成果＞

県内 3 地区の家畜排せつ物等地域資源循環利用施設の整備を行い、畜産経営に起因する環境汚染の防止及び地域資源循環型農業の推進が図られた。

・事業の進捗状況について

「畜産基盤再編総合整備事業」及び「畜産環境総合整備事業」は、事業実施者（公益財団法人鹿児島県地域振興公社）が同じであり、対象事業者や事業対象の地域、業態において共通している場合が多く、期間も複数年を要して実施される施設、設備の整備事業であるので、以下両事業をまとめて記載する。後述するが令和 4 年度の所期の事業計画に対し、工事の遅延が生じている。そのため予算執行額の令和 5 年度への繰越が生じている。事業採択の段階で複数年を要する事業が多いため、進捗状況は事業全体ではなく、個別の採択事業毎に進捗度が異なることとなるが、地区毎の総予算額及び進捗状況は以下のようになっている。

畜産基盤再編総合整備事業										(上段：現年度, 下段：前年からの繰越, 単位：千円)	
地区名	実施年度	総事業費	令和3年度まで			R4年度		R4年度までの進捗率	R5年度		
			補助金	事業費	補助金	事業費	補助金		事業費	補助金	
県中北	R元	2,442,395	1,768,120	924,823	664,810	293,546	211,693	57.5%	325,904	254,140	
	～					186,899	134,825		36,563	26,376	
	R7					480,445	346,518		362,467	280,516	
三島第2	R元	823,860	654,233	373,035	295,720	54,077	43,002	51.8%	132,004	104,979	
	～					-	-		76,629	60,932	
	R6					54,077	43,002		208,633	165,911	
十島	R2	906,588	713,588	174,208	138,350	50,089	39,832	36.5%	132,097	105,050	
	～					106,508	84,644		182,259	137,809	
	R7					156,597	124,476		314,356	242,859	
曾於第3	H29	414,392	298,784	403,456	290,896	10,936	7,888	100.0%	-	-	
	～					-	-		-	-	
	R4					10,936	7,888		-	-	
種子屋久第1	H28	1,256,343	998,550	1,249,990	993,795	6,353	4,755	100.0%	-	-	
	～					6,353	4,755		-	-	
	R3					6,353	4,755		-	-	
種子屋久第2	R3	919,421	739,663	27,677	22,001	77,160	61,358	15.8%	157,823	122,383	
	～					40,660	32,328		89,095	70,851	
	R7					117,820	93,686		246,918	193,234	
奄美北部	R2	1,449,395	1,318,944	124,817	113,868	88,914	80,915	30.0%	310,889	282,937	
	～					220,862	200,596		11,429	10,396	
	R7					309,776	281,511		322,318	293,333	
奄美南部	H29	1,382,311	1,256,960	1,124,758	1,023,117	139,033	126,525	91.4%	27,389	24,924	
	～					-	-		90,518	82,140	
	R5					139,033	126,525		117,907	107,064	
合計		9,594,705	7,748,842	4,402,764	3,542,557	713,755	571,213		1,086,106	894,413	
						561,282	457,148		486,493	388,504	
						1,275,037	1,028,361		1,572,599	1,282,917	
事業費：事業実施主体付帯事務費込み											
畜産環境総合整備事業										(上段：現年度, 下段：前年からの繰越, 単位：千円)	
地区名	実施年度	総事業費	令和3年度まで			R4年度		R4年度までの進捗率	R5年度		
			補助金	事業費	補助金	事業費	補助金		事業費	補助金	
南薩日置第2	R3	898,119	654,652	240,993	173,854	273,962	197,641	57.3%	101,119	486,948	
	～					-	-		123,645	89,201	
	R7					273,962	197,641		224,764	576,149	
大隅第7	H30	1,415,354	1,021,072	376,136	271,344	131,452	94,832	47.7%	559,391	403,568	
	～					166,934	120,428		181,441	130,900	
	R5					298,386	215,260		740,832	534,468	
肝属中央第6	R3	1,347,069	971,768	144,232	104,051	82,096	59,227	16.8%	226,319	163,277	
	～					-	-		23,864	17,215	
	R7					82,096	59,227		250,183	180,492	
合計		3,660,542	2,647,492	761,361	549,249	487,510	351,700		886,829	1,053,793	
						166,934	120,428		328,950	237,316	
						654,444	472,128		1,215,779	1,291,109	
事業費：事業実施主体付帯事務費込み											

本事業の主たる執行母体は、「公益財団法人 鹿児島県地域振興公社」である。同法人の令和 4 年度事業報告書入手し、法人運営及び事業執行状況を検討した。

以下、令和 4 年度事業報告書（定期総会資料より）畜産公共事業関係の事業報告を転載。

【畜産公共事業】

安定的に畜産の発展が見込まれる地域において、地域の核となる畜産経営体の育成や畜産物の安定的な生産を図るため、飼料基盤や家畜飼養管理施設を整備するとともに、地域資源リサイクルシステムの構築により、畜産による環境汚染の防止と地域住民の生活環境保全に資するため、総合的な畜産環境整備を行う事業を実施した。

なお、9地区において一部を令和5年度へ繰り越す必要が生じた。主な繰越理由は、令和4年7月豪雨及び9月上旬の台風14号による暴風・大雨に係る災害復旧工事が優先されたため、技術者不足等に伴う入札不調があったこと、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特に医療体制が脆弱な離島への移動自粛が求められる中、技術者の移動や資材の搬入に支障をきたしたこと、環境保全に係る地元住民との調整に不測の期間を要したことなどであり、これらによって年度内完成が困難となった。

① 畜産基盤再編総合整備事業

三島第2地区など8地区において、草地・飼料畑造成、畜舎及び家畜排せつ物処理施設等を整備した。

(地区名・実施期間)

泉中北 (R1～5)，三島第2 (R1～5)，十島 (R2～6)，曾於第3 (H29～R4)，種子屋久第1 (H28～R3)，種子屋久第2 (R3～7)，奄美北部 (R2～6)，奄美南部 (H29～R5)

事業内容	当初計画	実績
草地整備・造成改良	64.9ha	19.8ha
施設用地造成	2.8ha	1.9ha
隔障物整備	8,420m	4,037m
畜舎・堆肥舎等	24棟	18棟
給餌・雑用水施設等	18ヶ所	6ヶ所
農機具等	8台	6台
測量試験費	30式	23式

② 資源リサイクル畜産環境整備事業

南薩日置第2地区など3地区において、家畜排せつ物処理施設等を整備した。

(地区名・実施期間)

南薩日置第2 (R3～7)，大隅第7 (H30～R5)，肝属中央第6 (R3～6)

事業内容	当初計画	実績
施設用地造成	0.2ha	0.0ha
用排水施設整備	1,360m	840m
堆肥舎等	7棟	5棟
縦型コンポスト	3基	2基
浄化処理施設	4式	3式
農機具等	5台	4台
測量試験費	18式	11式

■「公益財団法人 鹿児島県地域振興公社」の公益法人検査の結果

同法人について、公益法人法に規定されている定期検査（概ね3年毎に実施）の実施結果の通知書を閲覧した。「公益法人検査結果通知書」は概ね良好と記載されていた。

【意見 6-2】各計画進捗度の向上について

「畜産基盤再編総合整備事業」及び「畜産環境総合整備事業」についてまとめて記述する。

事業実施主体である（公財）鹿児島県地域振興公社の事業報告によると、当年度の事業計画に比して、事業の進捗割合が比較的低位であるという印象を受ける。

事業の遅延した理由は記載されているとおりであり、昨今の経済情勢等に鑑みるとやむを得ぬ状況とは判断するが、例えば、家畜伝染病予防事業の内容を見ると伝染病予防措置や発生した後の対策費用が主である。これらはいわば家畜伝染病対策（あるいは事後処理）のためのソフトの費用である。一方、畜産クラスター事業で整備された新設の鶏舎、畜舎での向上した機能を見ると、防疫措置、家畜伝染病対策等がよく練られた施設、設備となっていることが分かる。

この視点からみれば畜産業の施設整備は同時に家畜伝染病の予防効果を高め、防疫対策のためのハードにかかる費用とすることができる。当然本事業で整備される畜産業用施設設備も充実することによって、同様の効果が期待でき、他の事業と相まって他の事業目的を補完する効果が期待できると思料する。

各計画進捗度の向上が望まれるところである。

6 畜産クラスター事業

6 生産振興、販売・流通等に関する施策（6-3）

【令和4年度予算額 1,671,342千円】
財源（国庫）

■ 畜産クラスター事業【継続】

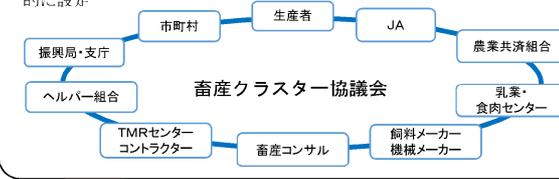
<対策のポイント>

地域の畜産クラスター協議会が実施する中心的な経営体の収益性向上等を図るための畜舎や堆肥舎等の整備を支援します。

<政策目標>

畜舎等の整備による飼養規模の拡大や飼養管理の改善等による販売額の10%以上の増加 等（国の政策目標）

※ 未来創造ビジョン体系 10 農林水産業の「稼ぐ力」の向上

<事業の内容>	<事業イメージ>
<p>1 目的 畜産・酪農の収益力・生産基盤を強化するため、畜産農家をはじめ、地域の関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大等、地域一体となって行う取組を支援する。</p> <p>2 事業主体（※負担割合） 畜産クラスター協議会（事業執行は取組主体） （国1/2以内）</p> <p>3 事業内容 畜舎や堆肥舎等の整備 （令和4年度計画 9協議会（12取組主体））</p> <p>4 事業期間 平成27年度～</p>	<p>・ 地域の関係者が参画する畜産クラスター協議会の設置 ・ 協議会は地域の畜産の収益性向上を図るための畜産クラスター計画を作成（計画は県が認定） ・ 計画には、中心的経営体を位置づけ、収益性向上の目標・効果を定量的に設定</p>  <p>各クラスター計画に位置づけられた取組に向け、計画に位置づけている中心的経営体の施設整備を支援</p> 
<p><事業の流れ・補助率等></p> <p>国 → 1/2以内 県 → 1/2以内 市町村 → 1/2以内 協議会 → 1/2以内 取組主体</p>	<p>【お問い合わせ先】 鹿児島県農政部畜産課耕畜連携飼料対策係（099-286-3219）</p>

事業名	科目名（節別）	決算額（円）	備考等
畜産クラスター事業	負担金補助金及び交付金	839,044,000	

<事業目的>

地域の畜産クラスター協議会が実施する中心的な経営体の収益性向上等を図るための畜舎や堆肥舎等の整備を支援する。

<実施事項>

県内5畜産クラスター協議会、7取組主体の畜舎や堆肥舎等の整備を支援し、地域の畜産クラスターの中心的な経営体に必要な施設整備等を支援した。

令和4年度実績（令和3年度繰越含む）

- 1.取組主体7戸 肉用牛1戸、養豚2戸、養鶏2戸、酪農2戸
- 2.補助金 839,044千円

<事業概要>

本事業は、国庫の『畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業』を活用して実施される。
以下、農林水産省「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」実施要領より抜粋要約

畜産クラスター事業とは、畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと。「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領」に定める畜産クラスター協議会の要件は以下のようになっている。

1. 運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

2. 畜産を営む者の他、2者以上の異なる役割を担う者が参画していること。

続いて、要綱に定める畜産クラスター計画の基準は、次のとおり。

3. 次の全ての項目が記載されていること。

(1) 畜産クラスター協議会の名称及び構成員と役割

(2) 畜産クラスター計画の目的

(3) 畜産クラスター協議会の取組内容

(4) 畜産クラスター協議会の行動計画

(5) 畜産クラスター計画の中心的经营体の概要

(6) 畜産クラスター計画の取組により期待される効果

4. 畜産クラスター関連の補助事業とは、次のような目的を有した事業である。

(1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

畜産クラスター計画を策定した地域の収益性向上等に必要な機械の導入、施設の整備、家畜の導入等を支援する。① 施設整備事業、② 機械導入事業、③ 調査・実証・推進事業等。

(ア) 畜産経営基盤継承支援事業

① 推進事業：畜産クラスター協議会が行う、後継者不在経営体の経営資源（畜舎等施設及び施設用地等）を経営継承者に円滑に継承するための権利調整等の取組を支援する。

② 施設整備事業：後継者不在経営体の施設を経営継承者が良好な経営資源として活用可能な状態で継承するために必要な当該施設の補改修の取組を支援する。

(イ) 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）

輸出の拡大に向けて和牛の増産を推進するため、畜産クラスター計画に基づき、取組主体の構成員が優良な繁殖雌牛を増頭し、輸出に適した和牛肉の増産を図るための取組に必要な経費を支援する。

(ウ) 生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）

都府県における生乳生産基盤の強化と輸出の拡大に向けて高資質和牛の増産を推進するため、畜産クラスター計画に基づき、取組主体の構成員が乳用雌牛を増頭し、生乳及び和牛肉の増産を図るための取組に必要な経費を支援する。

(2) 畜産・酪農生産力強化緊急対策事業

酪農経営における性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用種後継雌牛の確保、肉用牛経営及び酪農経営における健康状況等を把握するための血液検査や早期妊娠診断を行うための超音波診断等の畜産技術を活用した繁殖性の向上等を図る取組の支援、養豚経営における種豚改良等による生産性の向上等の取組を支援する。

(3) 畜産経営体質強化資金対策事業

① 畜産経営体質強化支援資金融通事業

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（貸付当初5年間は無利子）の一括借換え資金を措置する。

② 肉用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

意欲ある畜産農家の乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭のための家畜の購入、育成資金の借入れに係る農業信用基金協会の債務保証の保証料を免除する。

＜本県の取組み＞

1.畜産クラスター事業の流れ

1	畜産クラスター協議会の立上げ	地域の畜産事業関係者（※1）が連携し、畜産業の収益性向上の取組みを検討する協議会を設立する。
2	畜産クラスター計画の策定	収益性向上のための具体的な取組み、事業目標値、各関係者の役割分担等の詳細を定めた計画書を作成し、県へ提出。
3	県知事の計画認定	所定の審査項目について要件を精査し、計画の実施可否の認定を行う。認定後は進捗状況について適宜モニタリングを行う。
4	国庫補助金等の交付・事業実施	計画書に記載の資産取得、費用補助について事業資金の交付を行う。財源は国庫。
5	事業報告書提出	事業終了後補助金の精算書を提出、事業報告を行う。

※1 畜産農家のほか、JA、畜産経営支援組織、畜産関連業者及び地方自治体も含まれる。
R4年度については、協議会の新設（項目1）はない。
国事業である畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業を活用する際に、既存協議会が事業実施主体となる場合は、既存計画の見直しを実施し、県知事の認定を受ける。（項目2及び3）。

2.事業実績等

本県の畜産クラスター協議会のうち5協議会（補助金交付先7件）の事業概要、県補助金額等を記載する。

NO.	畜産クラスター協議会名称	関係自治体	畜種等	補助額	施設整備内容
	事業計画の概要				
1	さつま町畜産クラスター協議会	薩摩郡さつま町	養豚	125,798	養豚舎の整備 5棟の一部
	本年度の事業では、取組主体の規模拡大に伴い、飼育環境改善による事故率の改善や増体改善を図り収益生の向上を図るための整備を進める。				
2-1	マルイクラスター協議会	阿久根市	肉用鶏	177,249	ウインドレス鶏舎・管理棟の整備
	当取組主体はマルイ農協の肉用部門の中心的経営体として、需要に応じた増羽と経営基盤の強化を推進しており、取組主体では開放鶏舎が主であったが、本事業により、規模拡大と併せて、防疫強化および育成成績の向上を図り、収益性の向上を図るためウインドレス鶏舎の整備を実施。				
2-2	マルイクラスター協議会	出水市	採卵鶏	215,402	ウインドレス鶏舎整備・集卵舎改修・家畜排せつ物処理施設
	地域の採卵鶏農家が減少しており、当協議会としては各養鶏農家の経営基盤強化及び出荷量を安定化するための支援を図ることとしており、本事業により、ウインドレス鶏舎を整備し飼育羽数を増羽することで、卵の生産量を増やし、収益性の向上を図る。卵の生産量増加に対応できる集卵舎の増築工事を行う。また、堆肥処理量の増加に対して堆肥化処理施設整備が急務であるため、堆肥化処理施設を整備し、生産された良質堆肥を地域の園芸農家等へ供給する計画である。				

NO.	畜産クラスター協議会名称	関係自治体	畜種等	補助額	施設整備内容
	事業計画の概要				
3	薩摩川内市畜産クラスター協議会	薩摩川内市	肉用牛繁殖	14,843	肉用牛舎・堆肥舎の整備
	当取組主体は、令和3年度に就農しており、当協議会では、当取組主体を、肉用牛繁殖経営の担い手として育成を図り、地域全体での生産量の増加を図るための新規就農者が目指すべきモデル農家として位置づけ、その中心的役割を期待している。そこで、今後、肉用牛繁殖経営を確立するため、本事業により牛舎を整備する。また増量する家畜排せつ物の堆肥化処理を行うため、新たな堆肥舎を整備し良質堆肥の生産に努める。				
4-1	鹿児島県酪農クラスター協議会	鹿屋市	酪農	98,089	乳用牛舎整備・家畜排せつ物処理施設整備等
	生産性向上と省力化の生産技術等を実践し、中心経営体として地域の規模拡大モデルの役割を担っており、規模拡大を図るため本事業により乳牛舎を新設し、併せてロボット搾乳機器の整備をすることで、生乳生産量の増大や労働負担の軽減等に積極的に取り組む。				
4-2	鹿児島県酪農クラスター協議会	鹿屋市	酪農	160,413	乳用牛舎整備・家畜排せつ物処理施設整備等
	取組主体は、生産性向上と省力化の生産技術等を実践し、中心経営体として地域の規模拡大モデルの役割を担っており、規模拡大を図るため本事業により乳牛舎を新設し、併せてロボット搾乳危機の整備をすることで、生乳生産量の増大や労働負担の軽減等に積極的に取り組む。				
5	長島町畜産クラスター協議会	出水郡長島町	養豚	47,250	豚糞堆肥化施設
	本件は令和3年度からの継続事業である。生産規模拡大を図っており、増頭に伴い増加する糞尿処理を適切に行うため、本事業により豚糞堆肥化施設の整備を行う。				
計	5畜産クラスター 7事業		合計	839,044	—

[事業成果]

各畜産クラスター協議会から提出された事業計画書及び事業実績の書類を閲覧した。本事業の執行は前年度からの繰越しのあるもの、翌5年度も引き続き継続されるもの等、事業規模や畜種による施設設備の整備内容は種々に分かれるが、令和4年度の執行は適正に行われていると認められた。

ただし、各計画書に記載された事業目標は記載のとおりさらに複数年をかけて実現される内容のものであり、本事業の執行による所期の成果の確認は、各畜産クラスター協議会の今後の実績の推移を待たなければならない。

7 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業

6 生産振興、販売・流通等に関する施策（6-2, 4）

■畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業【継続】

【令和4年度予算額 537,414千円】
財源（国庫：537,414千円）

<対策のポイント>

新型コロナウイルスの影響の長期化が懸念されることから、輸出相手国のニーズに対応するなど輸出拡大に向けた各コンソーシアムが行う産地の特色を活かしたプロモーション等や、生産農場や食肉処理施設における牛への頭絡装着の普及・定着や同処理施設における血斑発生低減に向けた試験的取組へ支援します。

<政策目標>

令和7年度における牛肉の輸出量：1,740 t（県農林水産物輸出促進ビジョンにおける目標値）

- ※ 未来創造ビジョン体系 10 農林水産業の「稼ぐ力」の向上
- ※ マニフェスト項目 3 県民が豊かになる産業振興

<事業の内容>

1 目的

TPP11や日EU・EPAに続き、日米貿易協定の発効など、国際的な経済連携が進展する中、「攻め」の対策として「鹿児島和牛」、「かごしま黒豚」等の更なる輸出拡大を図る。

2 事業主体

県内各コンソーシアム（定額（国庫））

3 事業内容

- (1) コンソーシアムの設立・運営支援
- (2) 輸出先国の求めに応えるためのコンソーシアムの取組等支援
- (3) 新たなコンソーシアムの育成支援

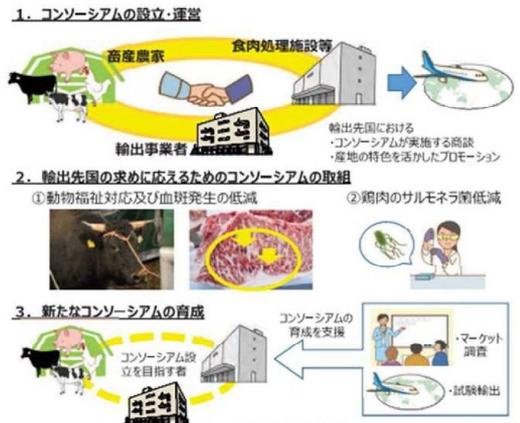
4 事業期間

令和4年度（1か年）

<事業の流れ・補助率等>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】

鹿児島県 農政部 畜産課 企画経営係（099-286-3216）

事業名	決算額（円）	備考等
畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業	437,598,684	

<事業目的>

生産者、食肉処理事業者、輸出事業者が抱える課題を共有し、迅速な改善に取り組むため、輸出先から求められる商品づくりに対応するとともに、産地の強みを活かしたプロモーションを展開し輸出拡大を図る。

事業内容 県内6つの畜産物輸出コンソーシアム（事業実施主体）に対し

- ・ 畜産物コンソーシアムの設立、運営支援
- ・ 動物福祉対策及び血斑発生低減に向けた試験的取組み支援
- ・ 畜産物の流通、品質保持等に係る調査、試験、実証等の支援 等を行う。

<実施状況>

生産者、食肉処理施設、輸出事業者による輸出促進のためのコンソーシアム設立やコンソーシアムが実施する商談、プロモーション等の取組みについて経費補助を行った。

●対象輸出コンソーシアム（6団体）の概要（事業計画書より要約）

社名	構成者数	畜種	主な輸出国
A	9社1団体	牛肉・豚肉	EU,香港,シンガポール,タイ
B	5社1団体	牛肉・豚肉	米国、EU、香港、台湾
C	5社	牛肉・豚肉	米国、EU、シンガポール、タイ
D	4社	牛肉	米国、EU、香港、台湾
E	4社・ 1生産団体	豚肉	シンガポール・タイ
F	1農協・ 3社	鶏肉	香港

構成者数には、実施主体企業のほか畜産生産者、食肉処理施設、輸出担当事業者の他支援関係団体等が含まれる。

●補助金の科目別実績（各社補助金精算書より：円）

社名	補助金額	旅費	需用費	賃借料使用料	協力金その他
A	105,316,028				
B	113,492,964				
C	109,847,986				
D	100,548,000				
E	7,890,614				
F	503,092				
合計	437,598,684	13,150,342	55,312,886	18,390,256	350,745,200

各社の補助金精算書報告の記載金額の合計は決算数値に一致していた。

補助金の使途は補助金交付要領（後述）に定める対象範囲内で事業者の裁量に委ねられるが、概ねどのコンソーシアムにおいても以下のような使途に使われている。

旅費	現地での展示会、商談会等への主に海外出張旅費に支弁されたもの
需用費	プロモーション動画、Web その他広報広告関係、マーケティング費用等
賃借料使用料	現地商談会、展示会のブース代、商品サンプルその他イベント関連費等
協力金その他	頭絡配布や頭絡による出荷取扱いの協力金、搬入作業・と畜作業の増員、各種データ収集とりまとめ分析経費等。

●各コンソーシアムの輸出実績（事業報告書より）

金額のみの2期比較（単位：千円）

社名	主な輸出国	畜種	令和3年度	令和4年度	増加額割合
A	EU・香港・シンガポール・タイ	牛肉	199,548	265,509	133%
		豚肉	3,256	16,176	496%
		合計	202,805	281,686	139%
B	米国、EU、香港、台湾	牛肉	2,874,000	3,276,000	114%
		豚肉	63,000	28,000	44%
		合計	2,937,000	3,304,000	112%
C	米国、EU、シンガポール、タイ	牛肉	1,230,010	1,994,395	162%
		豚肉	57,748	48,892	85%
		合計	1,287,758	2,043,287	159%
D	米国、EU、香港、台湾	牛肉	1,617,701	1,753,888	106%
E	シンガポール・タイ	豚肉	5,772	7,653	133%
F	香港（※1）	鶏肉	18,455	15,442	84%

注：仕向け先別の金額記載は省略した。

（※1） Fの主たる輸出品目は香港向け鶏肉であるが、対前年比減少した理由は、昨年県内での鳥インフルエンザ発生に伴い、輸出先国との2国間取り決めにより輸出が停止したことによる。また、輸入禁止措置は令和5年2月まで継続した。

<制度概要>

本事業は、農林水産省の「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業」を主たる財源とした国庫事業である。

■「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱」より抜粋、要約。

（下線筆者）

（趣旨）

第1 「食料・農業・農村基本計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2020」・「成長戦略フォローアップ」において設定された、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額目標を実現するためには、これまでの国内市場のみに依存する農林水産業・食品産業の構造を、成長する海外市場で稼ぐ方向に転換することが不可欠である。このため、令和2年11月30日に農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議において、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（以下「実行戦略」という。）」が策定され、この中で、牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・牛乳製品が重点品目として位置づけられ、それぞれの品目ごとに意欲的な輸出額目標を設定するとともに、目標達成のために、「マーケットインの発想を踏まえた輸出産地の育成・展開」を図ることとされた。

本事業では、実行戦略に基づき、畜産農家等、食肉処理施設・食鳥処理施設・鶏卵処理施設・乳業者、輸出事業者の3者が連携して、輸出産地ごとにマーケットインの発想で輸出促進を図る体制である「畜産物輸出コンソーシアム」の設立・運営及び輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）の基準に対応するための取組を支援するとともに、輸出拡大をさらに加速化させていくため、新たな輸出産地の形成に向け、新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立を目指す産地の育成の取組等を支援することを目的とする。

第2 （略）

（交付の目的）

第3 補助金は、2030年の輸出目標達成に向けて畜産物の輸出を更に拡大するため、畜産農家等、食肉処理施設・食鳥処理施設・鶏卵処理施設・乳業者、輸出事業者の3者が連携した畜産物輸出コンソーシアムの設立、輸出先国の基準に対応するための畜産物輸出コンソーシアムの取組、新たな輸出産地の形成に向けた畜産物輸出コンソーシアムの設立を目指す産地の育成の取組及び市場ニーズに対応するための流通方法や品質保持等に係る調査・実証等を支援することを目的とする。

<p>(定義)</p> <p>第4 本事業における用語については、次のとおりとする。</p> <p>1.畜産農家等 畜産を営む者又は農業者の組織する団体で代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。</p> <p>2.食肉処理施設等 食肉処理施設・食鳥処理施設・鶏卵処理施設・乳業者（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律）のいずれかの施設又は事業者をいう。</p> <p>3.畜産物輸出コンソーシアム 畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者を必須の構成員として、輸出促進を図るために輸出産地ごとに設立した事業共同体であって、農林水産省畜産局長が別に定める要件を満たすものをいう。</p> <p>4.畜産物輸出コンソーシアム設立準備協議会 畜産農家等、食肉処理施設等、輸出事業者による輸出産地の形成に向けた連携体制の構築を図るための組織であって、畜産局長が別に定める要件を満たし、かつ、畜産物輸出コンソーシアムの設立を予定するものをいう。</p> <p>5.畜産5品目 牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及び牛乳乳製品（中略）をいう。</p> <p>第5・第6 （略） （交付の対象及び補助率）</p> <p>第7 農林水産大臣は、都道府県が行う次の各号に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業</p> <p>(2) 輸出先国の基準に対応するための畜産物輸出コンソーシアムの取組等支援事業</p> <p>① 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた取組支援事業</p> <p>② 鶏肉のサルモネラ低減に向けた取組支援事業</p> <p>(3) 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業</p> <p>(4) 畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等支援事業</p> <p><以下 省略></p>
--

●事業のポイント

2030年の農林水産物・食品輸出目標5兆円の達成に向け、畜産農家・食肉処理施設等・輸出事業者が連携し、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る体制（以下「コンソーシアム」という）の取組を更に加速化するため、コンソーシアムの設立、コンソーシアムが実施する商談、プロモーション、輸出先国の求めに応えるための取組に加え、新たなコンソーシアムの育成等を支援する。補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は以下による。

補助対象経費等	補助率
1. 事業実施主体が実施する畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営に要する経費を補助する経費	定額
2. 事業実施主体が実施する輸出先国の基準に対応するための畜産物輸出コンソーシアムの取組等に要する経費を補助する経費	
(1) 事業実施主体が実施する動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた取組に要する経費を補助する経費	定額
(2) 事業実施主体が実施する鶏肉のサルモネラ低減への対応及びサルモネラ検査等に要する経費を補助する経費	定額
3. 事業実施主体が実施する新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成に要する経費を補助する経費	定額
4. 事業実施主体が実施する畜産物の流通・品質保持等に係る試験・実証等に要する経費を補助する経費	定額
5. 補助事業者が事業実施主体による1から4までの事業の実施を補助するに当たり要する推進事務費	定額

事業成果に対するコメント

掲載した本県 6 輸出コンソーシアムの補助対象年度の総会議事録、提出された令和 4 年度事業計画書と補助金に対する実績報告書、及び令和 5 年度に対する事業計画書を閲覧した。県の事業執行状況及び各輸出コンソーシアムでの補助金の執行状況は概ね良好であると認められる。

特に令和 3 年度に対する 4 年度の各輸出コンソーシアムの畜産物輸出実績は、(F 団体を除き)大きく向上しており、各団体の経営努力に寄る処も当然のことながら、費用面では本事業が大きく寄与していることも事実であろう。一見すると他の畜産資源に対する基盤整備事業や事業対象に対する経済的補助事業に比しても効果が短期的かつ数値的に把握しやすく、事業の成否は判断し易いようにも思える。しかし、コロナ禍期間中のインバウンド需要の減退や海外貿易に対する経済活動の不効率さから見れば、コロナ禍の解消に伴ってインバウンド需要や人的移動の回復、経済活動の再活性化に伴い、ある意味畜産物の輸出実績も自然増と見做される部分の割合もあり、本事業のもたらした投資効果は輸出額の増加割合に対して、ある程度割り引いて考えなければならぬと思われる。

本事業の実施成果をどのように測定するべきかは迷うところである。また、F 団体の輸出実績の後退は、(記載したとおり)鳥インフルエンザ発生に伴う輸出対象国が輸入禁止措置となったことが要因である。畜産物の輸出活動には貿易経済面の努力以外に、並行して家畜伝染病対策、防疫体制、食品衛生管理の視点も重要な要因となることを再認識させられたものである。

そもそも本事業は、記載のとおり高品質高嗜好性の日本の畜産物を主要輸出品にするべく、農林水産省が主導する国策の畜産業振興の国庫事業であるが(負担割合は国庫定額)、全国的にも品質レベル、ブランド力ともに高い本県畜産物は輸出対象としても高付加価値品であり、農林水産省の目的とするところの日本産畜産物の海外評価はとりもなおさず、鹿児島県産が代名詞といっても過言ではない。本事業の成否は、単に県畜産物輸出コンソーシアムの活動によるものだけではなく、畜産関係事業の総合的な成果によるところが大きいと言える。

8 配合飼料価格高騰対策緊急支援事業

配合飼料価格高騰対策緊急支援事業 決算額 (497,922 千円)

事業名	科目名(節別)	決算額(円)	備考等
配合飼料価格高騰 対策緊急支援事業	負担金補助金及び交付金	497,922,592	

<事業目的>

新型コロナウイルス感染症拡大や国際情勢等による配合飼料価格の高騰が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、国の配合飼料価格安定制度に加入している生産者等の負担を軽減する。

<実施状況>

配合飼料価格の高騰で補填金の交付が続き、国は基金への積み増しを行い、生産者積立金もトン当たり 400 円から 600 円(+200 円)と負担増。そこで畜産経営への影響を緩和するための対策として、生産者積立金の一部(200 円/トン)について県で支援することとし、総額で 497,923 千円を支援した。

【配合飼料価格安定制度(補填積立金に関する制度)について】

(i) 制度概要(農林水産省ホームページより要約抜粋)

配合飼料価格安定制度とは、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、(A) 民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立てによる『通常補填』と、(B) 異常な価格高騰時に通常補填を補完する『異常補填』(国と配合飼料メーカーが積立て)の二段階の仕組みにより、生産者に対して購入対価の価格補填を実施する制度である。

(A)通常補填基金	
基金団体	県内の当該事業の加入団体(ア)
1. (一社) 全国配合飼料供給安定基金 (全農系)	A: (一社) 鹿児島県配合飼料価格安定基金協会
2. (一社) 全国畜産配合飼料価格安定基金 (専門農協系)	B: 鹿児島県経済農業協同組合連合会
3. (一社) 全日本配合飼料価格畜産安定基金 (商社系)	C: 鹿児島県酪農業協同組合
	D: 省略
	E: 省略
	F: 省略
	G: 省略
発動条件: 各四半期の輸入原料価格が、直近1ヶ年(直近4四半期)の平均を上回った場合に積立金を取崩し、加盟団体へ給付する。	生産者は 600 円/t (令和4年度に 200 円値上げ)、飼料メーカーは 1,200 円/t を拠出し、基金団体へ寄託する。
(B)異常補填基金	
(公社) 配合飼料供給安定機構	国が 50%、配合飼料メーカーが 50%を積立て
発動条件: 各四半期の輸入原料価格が、直近1ヶ年(直近4四半期)の平均と比べ 115%を上回った場合に当機構が積立金を取り崩し、3基金団体へ補填金として給付する。	

(ii) 本県の取組み

本事業は、当県の事業加入団体（ア）の会員（注1.自らが積立金を納付する者（F）を含む）が配合飼料価格安定制度を利用するために、当該団体へ拠出した積立金を、さらに基金団体へ寄託して運用し、給付事由が生じたときに、加入団体（ア）を通じて積立金の補填を受けるものである。

「配合飼料価格高騰対策緊急支援事業」は、トウモロコシや大豆等の国際的な取引価格の上昇に加え、原油価格の上昇や円安傾向等を背景に、国内の配合飼料価格が高騰している中、国が措置している配合飼料価格安定制度の補填金の交付が続いていることから、国は基金への積み増しを行い、生産者積立金がトン当たり400円（令和3年度まで）から令和4年度に200円増額となり、計600円/tの拠出となって、生産者の負担が増加した。このため、県は畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、生産者負担増分の200円/tを助成することとした。令和4年度6月補正予算において、新型コロナウイルス臨時交付金を財源に、事業費総額538,200千円（事務費込み）を措置し、実施した。なお、事業費総額と決算額の差異は翌事業年度への繰り越し及び不用額である。

(iii) 事業実績

「配合飼料価格高騰対策緊急支援事業実施要領」より、補助対象経費及び補助金額は次のとおり。

積立金補助	制度における加入生産者等の令和4年度の積立金600円/tのうち200円/t（積立金の1/3以内）
事務費補助	事業実施主体が本事業を円滑に実施するために要する事務費のうち、県補助金額の3.5%を上限とする額

交付要件は、制度における加入生産者等の令和4年度分の積立金の納付実績に拠る。補助金の交付を受けた事業実施主体は、事業完了の日から起算して30日以内又は令和5年3月10日のいずれか早い日までに、県知事に実績報告書を提出することとなっている。

●令和4年度の実績(円)

団体	事務費補助	積立金補助	給付件数その他
A	1,109,741	325,795,200	※1 給付件数999件
B	36,501	90,451,620	※2 県内19農協と内部2件
C	—	3,888,600	※3 98件
D	—	488,000	※3 4件
E	—	39,988,000	※3 92件
F	—	35,200,400	(注1) 1件
G	6,930	957,600	※3 22件
合計	1,153,172	496,769,420	決算額合計 497,922,592

A：（一社）鹿児島県配合飼料価格安定基金協会

B：鹿児島県経済農業協同組合連合会

C：鹿児島県酪農業協同組合

D：省略

E：省略

F：省略

G：省略

（注1）Fは、当該法人が直接の制度利用者（給付対象者）であるため基金団体への積立金拠出も全額が自

- 己資金によっている。このため、本補助金の受給者は他の加入団体と異なり、当該法人自身である。
- ※1 四半期分について会員宛て振り込まれた件数である。口座違いによる再振り込み1件を含む。
- ※2 鹿児島県経済農業協同組合連合会は、傘下に県内19農協を構成員に持ち、当該補助金はさらに各農業協同組合を通じて会員へ給付された。また、内部は同連合会が制度の積立金負担者であるため、この補助金の受給対象者でもあり、該当部署が2件あったことによる。
- ※3 各法人とも四半期分について会員宛振り込まれた件数である。

記載した団体の事業報告書を閲覧した。また、「一般社団法人鹿児島県配合飼料価格安定基金協会」については、第48回定時総会資料（令和5年5月26日開催）を閲覧し、当該法人の事業概要を確認した。同年度（令和5年3月期）の計算書類より、県補助金の計上額及び事業執行額を検証した。事業費補助金は事業収益に計上され、積立金補助はいったん預り金計上のち会員に支援（還付）されていた（999件）。決算書計上額は県側の補助金給付実績及び同団体からの事業実績報告といずれも整合していることを確かめた。同法人の令和5年4月1日現在の会員数は、配合飼料製造業社15社、荷受組合14組合、鹿児島県の合計30会員である。以下は当該法人の事業報告書より抜粋。

■鹿児島県配合飼料価格高騰対策緊急支援事業について

新型コロナウイルス感染症拡大や国際情勢等による配合飼料価格の高騰が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度に加入している畜産生産者の負担を軽減することを目的として、鹿児島県が、配合飼料価格安定制度における加入生産者の令和4年度の積立金600円/トンのうち200円/トンを補助する事業。交付対象999件、対象数量1,628,976トンに対し、令和5年2月1日に325,795,200円を交付した。

・事業成果に対するコメント

記載のとおり、「配合飼料価格安定制度」は農林水産省主導の畜産業の経営安定に資する全国的な制度であり、所定の発動要件に該当する事由が生じた場合には、積立金の取り崩しが執行されることとなっている。本事業は令和4年度に積立金（会員の要拠出額）が200円/t 当たり値上げされ、折しも畜産飼料価格のみならず、光熱費や諸資材価格が軒並み値上がりし、畜産業経営には大きな経済的ダメージとなった。このため県は拠出額の値上がり分を補助する制度を実施したものであるが、この財源は国庫の「新型コロナウイルス臨時交付金」を充てている。畜産課所管の事業のうち、「新型コロナウイルス臨時交付金」が財源となった事業は以下の3件（金額は予算額 [国庫分]）である。

- | | |
|---------------------------------|---------------|
| 1. NO24 配合飼料価格高騰対策緊急支援事業 | 751,777,000 円 |
| 2. NO42 「魅力発信」畜産物販路拡大対策事業 | 3,060,000 円 |
| 3. NO43 世界に轟く「和牛日本一」プロモーション推進事業 | 11,178,000 円 |

本県経済における畜産業の位置付けに鑑みても、本事業の必要性、対応の優先性は然るべきものと思料する。

第二編 第六章の二 畜産試験場

I 畜産試験場の概要

1 畜産試験場費 決算額

事業名	科目名（節別）	決算額（円）	備考等
畜産試験場費	報酬	39,639,390	
	職員手当等	7,770,151	
	共済費	3,622,931	
	旅費	3,415,913	
	需用費	107,825,066	
	役務費	8,357,222	
	委託料	7,231,044	
	使用料及び賃借料	4,633,183	
	原材料費	1,057,519	
	備品購入費	44,529,100	
	負担金補助金及び交付金	85,800	
	公課費	107,600	
	合計	228,274,919	

2 職務分掌

<事業目標>

本県畜産の生産振興を図るため、地域の現状と課題を踏まえるとともに、新たな「県農業試験研究推進構想（令和元年～5年度）」で定めた基本方針（4つの柱）に基づき、生産力・経営力の強化、ロボット技術やAI等を活用したスマート農業の研究開発、県農産物の競争力の強化、農業環境の変動に対応した持続的な生産を進めるための技術開発などの試験研究を推進した。

【令和4年度の事業成果】

県農業試験研究推進構想4つの基本方針と令和4年度主要研究テーマ

(1)生産力・経営力を強化するための研究

- ・飼料自給率向上のための暖地型牧草の適用性試験（県単独：令和2～4年）
- ・自給飼料生産体制維持・強化事業（県単独：平成20年～継続）
- ・飼料作物優良品種普及促進及び利用高度化推進（令達：平成30年～継続）
- ・高能力飼料作物品種選定試験（受託事業：平成27年～継続）

- ・いもち病抵抗性イタリアンライグラスの系統評価（受託事業：平成 29～令和 4 年）
 - ・飼料害虫ツマジロクサヨトウの耕種的被害軽減技術の開発（公募：令和 3～5 年）
 - ・黒毛和種の哺乳・子牛育成期の新たな発育工場技術の開発（県単独：平成 30～令和 4 年）
 - ・代謝刷り込みによる効率的繁殖・牛肉生産システムの開発（公募：令和 3～5 年）
 - ・「かごしま地鶏」における増体遺伝子の特定と改良効果の解明（県単独：令和 4 年～6 年）
- (2)スマート農業の実現に向けた次世代農業技術の開発
- ・肉用牛経営における ICT 機器等の導入による生産性向上の検証（受託：令和 2～4 年）
 - ・搾乳ロボット体系における飼料給与技術の開発（県単独：令和 2～6 年）
 - ・省力化技術を活用した生涯生産乳量向上のための飼料管理技術開発（県単独：令和元～5 年）
- (3)県産農畜産物の高付加価値化による競争力強化を図るための研究
- ・鹿児島黒牛の「魅力」向上対策技術の開発（県単独：令和元～5 年）
 - ・第 5 系統豚造成試験（県単独：令和元～10 年）
 - ・鹿児島の地鶏の系統保持と性能調査（県単：平成 24 年～継続）
 - ・アニマルウェルフェアに対応した採卵鶏の飼養管理技術の検討（県単独：令和 3～5 年）
- (4)持続可能な農業と地域資源の活用に対応した研究
- ・乳牛の夏期高温時における暑熱対策技術の開発（県単独：平成 30 年～令和 4 年）
 - ・黒豚（バークシャー種）の冷凍精液利用技術の開発（県単独：令和 4～7 年）
 - ・畜産からの温室効果ガス削減のための技術開発（公募：令和 4～8 年）

II 公有財産の概況

<畜産試験場の公有財産>

畜産試験場の公有財産は、試験場の土地建物であり、概ね適正に管理されている。

分類	区分	用途別	令和 4 年度末現在高	
			数量 (㎡)	金額 (千円)
行政財産	土地	畜産試験場用地	1,988,308.57	1,908,509
	建物	本館他	39,990.12	5,993,907

<令和 4 年度の変動について>

土地：令和 4 年度 霧島市へ売却 701 ㎡ 707,664 円

Ⅲ 重要物品の実査

(1) 公用車について

公用車の運転日報、使用管理簿を閲覧した。稼働状況を検討した結果、管理状況は概ね良好である。

(2) 農業機械类等試験研究に使用する重要物品について

令和4年度末重要物品

区分	数量 (件数)	金額 (千円)
車両類	13	23,681
土木機械類	3	5,791
農業機械類	72	227,239
医療機械類	11	27,963
その他	99	396,314
計	198	680,990

上記には種豚改良協会への貸付を含む (全 24 件 128,906 千円)

上記の重要物品について主要なものを実査し、使用の状況などを確かめた。重要物品にはそれぞれ鹿児島県備品整理票が付されており台帳の情報と一致している。



< 令和4年度取得重要物品 >

- 医療機械類 超音波画像診断装置 R5.2.7 2,308 千円
- 農業機械類 ホイールローダー R4.10.25 5,577 千円
- 農業機械類 家畜排泄物処理システム (バーンクリーナー) R5.3.17 6,325 千円
- 農業機械類 飼料調整攪拌システム R5.3.17 18,700 千円
- 農業機械類 飼料自動給餌システム R5.3.17 11,000 千円

数件の未稼働のものについては、その理由、今後の利用状況、廃棄等の場合に追加的に発生する費用の有無などを質問した結果、特に指摘すべき事項は無い。

概ね管理状況は良好であると認められる。

IV 毒劇物の管理状況

毒劇物の管理について「農業開発総合センター毒劇物管理要領（令和4年4月1日施行）」に従って実施されているかを確認した。

以下の点について改善もしくは今後の検討が必要と考える。

【意見6-2-1】確認を実施した記録について

農業開発総合センター毒劇物管理要領（以下、要領）第5条 2（3）によると「四半期毎に毒劇物等受払簿により管理責任者の確認を得ること」となっている。

監査人が、受払簿を確認したところ、当期の増減がない毒劇物等については、期首時点（前期末）での在高を確認した記録はあるが、その後四半期毎の実在を確認した事実を受払簿上確認できなかった。なお、確認自体は実施しているとのことである。

万が一紛失などが起こった際に、どの時点まで実在が確認されていたかが不明確だと原因究明が難しくなる恐れもあり、四半期ごとに確認した旨、日付と確認者を記載するなどの方法により明確にすることが望ましいと考える。

【意見6-2-2】安全管理講習会が開催されていないことについて

要領第7条において「毒劇物等の安全管理講習会を年一回以上開催するものとする」と定められているが開催されていないため、規程に則った開催が望ましい。

【意見6-2-3】長期間使用実績のない毒劇物について

毒劇物等は概ね要領に従い適切に管理されているが、数年以上使用されずに保管されているものも見受けられる。

質問したところ、使用期限等の制約はなく必要な際には使用可能なものであること、品物の性質上廃棄にも追加的費用がかかることなどの事情もあるが、毒劇物等が当面使用予定のないまま一定数保管されていることは管理上のリスクと考える。

今後、毒劇物等を購入する際にはこのような状況が発生しないよう発注数について慎重に検討することなどに留意する必要があると考える。

V 現金出納、現金等価物等の管理

- ・ 畜産試験場においては、現金の取扱いは行っていない。
- ・ 郵便切手、燃料券の管理の状況及び受払簿を閲覧した。

その結果、概ね適正に管理されていると認められた。

VI 財産売払収入の状況

畜種	区分	頭数 (羽)	金額 (円)	平均単価(円)	摘要
和牛	生産物	13	6,833,200	525,630	
	普通物品	26	20,018,211	769,931	
	合計	39	26,851,411	688,497	
乳牛	生産物	9	98,450	10,938	
	普通物品	6 (8)	840,175	140,029	
	合計	15	938,625	62,575	
黒豚	生産物	455	18,573,495	40,820	
	普通物品	149 (156)	3,218,384	21,600	
	合計	604	21,791,879	36,079	
鶏	生産物	1,445	878,075	607	
畜種 合計			50,459,990	—	
その他のもの	鶏卵 (個)	173,145	5,279,837	30.0	
	牛乳 (kl)	221,554	26,266,958	118.0	
	牧草 (kg)	590,320	8,314,400	14.0	
販売額合計			90,321,185	—	

() は物品減少数、販売数量との差は、病死等による廃用処理となった件数。病死した畜種は試験場内焼却施設で焼却処分される。

販売先及び販売単価の決定方法、代金の回収方法は以下のとおり。

VII 生産物販売の概要

区分	畜種	主な販売先	単価の決定方法等	代金回収 手続
普通 物品	和牛	N	牛枝肉等の売買に関する契約書による	納入通知書
	乳牛（※1）	A	牛枝肉計算書に基づき決定	同 上
	成豚	県経済連	豚枝肉等の売買に関する契約書による	同 上
生産 物	和牛（※2）	あいら農協	市場における競売価格（セ）	同 上
	乳牛（※3）	県経済連	ヌレ仔価格改定表に基づき決定	同 上
	子豚	県経済連	経済連取引価格を参考に決定	同 上
	肉豚	県経済連	豚の枝肉等の売買に関する契約書による	同 上
	生鶏（※4）	B	会員への見積もり徴取	同 上
	鶏卵（※5） 繁殖用種卵	C	種卵の売買に関する契約書	同 上
	食用無精卵	D	市場価格	同 上
	牛乳	県酪農協	生乳委託販売契約書に基づく	同 上
	牧草	県酪農協・三島村	市場価格を参考に年契約	同 上

- ※1 ホルスタイン種の処理は県内では同社しか扱っていないため一者随意契約となっている。
- ※2 県内の畜産市場は、曾於中央家畜市場、肝属家畜市場、薩摩中央家畜市場の3か所があり、主に薩摩中央家畜市場へ出荷される。あいら農協は同市場の管理運営母体である。
- ※3 乳牛（ホルスタイン種）の雄は、種牛用となるもの以外市場価値が低く、ヌレ仔とは選抜対象とはならない生後間もない雄の仔牛のこと。
- ※4 生鶏の販売はさつま地鶏の雛であるが、県固有種のさつま地鶏専門の繁殖農家で構成されるBに限定して販売される。
- ※5 同じく繁殖用の有精卵は、養鶏農場を傘下とする2社へ限定して販売される。

Ⅷ 生産物の普通物品登録について

畜産試験場で計上される財産売却収入の畜種および生産物は上記に区分されるが、畜種についてはさらに生産物と普通物品に区分されている。

和牛：人工授精に用いられる凍結精液はすべて肉用牛改良研究所から調達し、生まれた子牛の血統情報や発育状況を確認した上で試験用や繁殖用に仕向けるものは概ね12ヶ月間育成した後、普通物品に登録される。普通物品登録しない牛は販売対象となる。試験用に普通物品登録された牛は、試験が終了した場合や、病気による発育不振等の理由で試験用として適さなくなった場合も販売対象となる。また試験設計の変更などにより飼育頭数を調整した結果、普通物品数が過剰になった場合も同様である。また、この場合、農業大学校畜産学部へ保管替えしたケースもあった。農業大学校での受け入れ処理は、臨場した際確認した。農業大学校の項を参照願いたい。

乳牛：普通物品登録の手続き、登録時の月齢も概ね黒毛和牛と同様であるが、販売対象のホルスタイン種の場合、県内の畜産市場に出荷されることはない。また雄牛は乳牛にもならないため、生後ただちに専門に扱う業者に販売される。業者は、県内酪農場からの雄牛がまとまると北海道の畜産市場へ出荷する、このため専門の業者とは1者随意契約となっている。また、廃用となったホルスタイン種の処理は県内で屠殺を請け負う会社は1社しかなく、これも1者随意契約となっている。（※1に記載の通り）

黒豚：豚は多産系なため、1回の出産で8～10頭の黒豚が得られるが、雄雌とも概ね6ヶ月をかけて1次・2次選抜を行い、繁殖、実験用に適した個体1～2頭だけが普通物品登録される。選抜に漏れた黒豚は場内肥育、販売用に分け、それぞれ販売先が異なる。肥育用黒豚は系統保存のため県内肥育農家で構成される「黒豚生産者協議会」に加盟している生産農家しか購入できない仕組みになっている。繁殖用、実験用ともに頭数制限、廃用等の結果販売に供される手続きは和牛と概ね同様である。

鶏：当場で飼養している地鶏については普通物品登録されるケースはない。採卵用、試験用ともに2月頃集中的に孵化させ、4月中でほぼ全羽入れ替える。1年サイクルである。採卵後無精卵は通常の市販用として卸売りになるが、地鶏の有精卵は種鶏用鶏としてBへのみ販売される。試験終了後の親鶏等は払い下げを希望するBへ販売される。

・各畜種を共通して、病死事故等で死亡した家畜が外部へ持ち出されることはない。すべて場内の家畜用焼却場で焼却処分されることとなっている。

IX 生産物販売の必要性

生産物販売の売上代金については、生産に携わった事業所の研究費の財源に充てられる。県の財政が窮している昨今の状況では、生産物販売は各研究機関にとって財源確保に重要な事務作業となっている。また、県税を費消して得られた事業の成果物が販売可能な物品である場合、成果物を有償で県民へ還元することも行政サービスの一形態と解釈することも可能と思料する。つまり、営利性が目的でないことを前提に農畜産物の財産売却収入は県税の研究財源へのリサイクル投資となり、反面県民への行政サービスとしての還元効果もあるところ、積極的に行われることが必要と考える。

この視点については、生産物販売のある事業所（農業総合開発センター畜産試験場、肉用牛改良研究所、農業大学校、水産試験場等）についても共通した見解である。

X 主な家畜伝染病の概要について

(注) 下記資料は、畜産試験場に監修していただいた。

■ 畜種 牛 【 口蹄疫 】	
宿 主	偶蹄類（ひづめが2個：偶数）の家畜 → 牛，豚，イノシシ，山羊，羊など
病 原 体	口蹄疫ウイルス（FMDV）
感染様式	接触感染 ※非常に強い伝播力
症 状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 突然の発熱（40℃ 以上），元気消失，食欲不振，乳量減少 ・ 多量の流涎（よだれ），水疱形成（口，舌，蹄，乳頭など） ※ 成畜の死亡率は低いが経済的損失が大きい
治療・予防	なし
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ● 平 時 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防疫対策会議・防疫演習の開催，防疫資材の備蓄 ・ 県 HP やメールマガジン・農家会合等での情報発信 ・ 空海港出入口での消毒マットやポスターの設置 ・ 飼養衛生管理基準に基づく消毒の徹底や野生動物侵入防止のためのネット・防護柵設置等 ● 有 事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 殺処分および埋却・焼却等によるまん延防止 → 感染を広げないための移動・搬出制限区域の設置
発生状況	国内では平成 22 年 4～7 月に宮崎県で発生（当県での発生は無かった） 海外では中国，韓国を含むアジア圏内でも頻繁に発生
■ 畜種 牛 【 BSE 】	
疾病概要	BSE は異常プリオンを原因とし，長い潜伏期間の後，脳組織に空胞状の変性が生じ（スポンジ状），神経症状を起し，死に至る疾病
対象家畜	：牛，水牛
発生状況	平成 13 年 9 月に国内で初確認。現在までに 36 頭発生したが，平成 14 年 1 月生まれの牛を最後に国内で生まれた牛の発生報告はない。
現在の評価	平成 25 年 5 月に OIE（国際獣疫事務局）は，我が国を「無視できる BSE リスク」の国に認定した。
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ BSE 検査：96 ヶ月齢以上の死亡牛の全頭検査、 ・ SRM 除去：食肉処理場において特定危険部位の除去、 ・ 牛由来の肉骨粉の家畜・家禽類への給与禁止、 ・ 牛の出生・移動情報を記録するトレーサビリティシステムの運用
注	： 現在我が国では，牛は全頭個体識別番号により，インターネットを通じて牛の生産履歴を調べることができ，生体，食肉ともにトレーサビリティシステムが機能している。

■ 畜種 豚 【 豚熱(CSF)】	
宿主豚	豚、イノシシ
病原体	豚熱ウイルス (CSFV)
感染様式	経口・経鼻等による接触感染 ※ 非常に強い伝播力
症 状	・突然の発熱 (40℃ 以上), 元気消失, 食欲減退, 下痢, 出血, 流死産等
治療・予防	ワクチン接種 (本県を含む九州各県で、令和5年9月からワクチン接種開始)
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ●平時 <ul style="list-style-type: none"> ・防疫対策会議・防疫演習の開催, 防疫資材の備蓄 ・県 HP やメールマガジン・農家会合等での情報発信 ・空海港出入口での消毒マットやポスターの設置 ・飼養衛生管理基準に基づく消毒の徹底や野生動物侵入防止のためのネット・防護柵設置等 (イノシシ駆除等も有効な予防対策) ●有事 <ul style="list-style-type: none"> ・殺処分および埋却・焼却等によるまん延防止 → 感染を広げないための移動・搬出制限区域の設置等
発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・国内では平成30年9月以降、20都県の養豚場で89事例が発生、34都府県の野生イノシシで感染を確認 (九州では8月の佐賀県で発生以降、養豚場での発生事例なし) ・海外では中国や東南アジアをはじめ、世界各国で発生
■ 畜種 鶏 【 高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)】	
宿 主	家きん類 (鶏, あひる, 七面鳥など)
病 原 体	A型インフルエンザウイルス (病原性の程度や変異の可能性によって, 高病原性, 低病原性, 鳥インフルエンザの三つに分類される)
感染様式	飛沫感染, 接触感染
症 状	沈うつ, 羽毛の逆立ち, 顔面の浮腫性腫脹, チアノーゼ, 壊死等
治療・予防	なし
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ●平時 <ul style="list-style-type: none"> ・防疫対策会議・防疫演習の開催, 防疫資材の備蓄 ・県 HP やメールマガジン・農家会合等での情報発信 ・空海港出入口での消毒マットやポスターの設置 ・飼養衛生管理基準に基づく消毒の徹底や野生動物侵入防止のためのネット・防護柵設置等 ●有事 <ul style="list-style-type: none"> ・殺処分および埋却・焼却等によるまん延防止 → 感染を広げないための移動・搬出制限区域の設置
発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度は, 国内で26道県84事例発生 (約1,771万羽殺処分) し, 本県は, 13事例約137万羽の殺処分となった。 ・令和5年度は, 既に出水市高尾野の採卵鶏農場で発生し, 2万3千羽の殺処分を実施した。(令和5年12月3日時点で今冬県内1例目が発生)

第二編 第六章の三 家畜保健衛生所

I 組織概要

1 県内の家畜保健衛生所の設置状況

名称	管轄地域
鹿児島中央家畜保健衛生所	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、鹿児島郡
熊毛支所	西之表市、熊毛郡
大島支所	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町
徳之島支所	徳之島町、伊仙町、天城町、和泊町、知名町、与論町
南薩家畜保健衛生所	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
北薩家畜保健衛生所	阿久根市、出水市、薩摩川内市、薩摩郡、出水郡
始良家畜保健衛生所	霧島市、伊佐市、始良市、始良郡
曾於家畜保健衛生所	曾於市、志布志市、曾於郡
肝属家畜保健衛生所	鹿屋市、垂水市、肝属郡

2 職務分掌

業務内容
<ol style="list-style-type: none"> 1.家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事 2.家畜の伝染病の予防に関する事 3.家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関する事 4.家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事 5.寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする家畜の診断に関する事 6.地方的特殊疾病の調査に関する事 7.畜産環境対策に関する事 8.その他地方における畜産衛生の向上に関する事 9.飼料及び飼料添加物の試験及び検定に関する事 10.飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する事

衛生課	<p>庶務一般に関する事。</p> <p>家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関する事。</p> <p>所管家畜衛生業務の企画調整に関する事。</p> <p>家畜の繁殖障害の除去及び人工授精に関する事。</p> <p>家畜保健衛生上必要な試験及び検査に関する事。</p> <p>調査統計業務に関する事。</p> <p>寄生虫病、骨軟症その他農林水産大臣の指定する疾病の予防のためにする</p>
-----	--

	家畜の診断に関すること。 家畜による環境汚染の防止に係る指導に関すること。 その他家畜衛生の向上に関すること。
防疫課	家畜の伝染病の予防に関すること。 家畜の伝染性疾病の診断及び検査に関すること。 地方的特殊疾病の調査に関すること。
病性鑑定課	家畜の細菌学的及び血清学的検査に関すること。 家畜の病理学的検査に関すること。 家畜の生化学的検査に関すること。 家畜保健衛生所の病性鑑定業務の指導に関すること。 病性鑑定上必要な調査及び試験に関すること。
飼料検査課	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の施行に関すること。 飼料及び飼料添加物の検査及び飼料の検査に係る指導に関すること。

◆今回の監査期間中を通じて、令和 5 年 8 月に佐賀県で九州初となる豚熱（豚熱ウイルス CSFV）の感染が確認され、また 12 月になって県内養鶏場で今冬初の鳥インフルエンザの感染が報告されるなど、家畜保健衛生所職員や畜産試験場、その他畜産関係団体では対策や予防実施のため、繁忙を極め、また関係者以外へも感染地域への移動などに注意喚起が出されるなど、部外者の移動や施設への立入りが厳しく制限された。そのため、当初家畜衛生保健所も、臨場しての監査を計画していたが、止む無く往査は差し控えた。

本庁にて、家畜伝染病予防事業の執行状況を中心に検討し、各家畜保健衛生所の事業概要および予算の執行状況のヒアリングに留めた。

II 令和 4 年度の主要事業の執行状況

1. 口蹄疫、鳥インフルエンザ等の発生に備えて県内で使用する防疫資材の調達、備蓄の強化に努めた。特に令和 4 年 11 月～12 月及び令和 5 年 2 月に県内で発生した鳥インフルエンザに対応するため、搬出した防疫資材については、今後の発生を見据え再度備蓄を行った。家畜伝染病予防事業に関する予算の執行状況については、畜産課所管事業の項に詳述している。
2. 事務事業を執行する上での問題点、課題等
 - (1) 家畜伝染病予防法の改正（令和 2 年 7 月 1 日施行）に伴う業務（情報提供、全農場立入検査、定期報告など）や高病原性鳥インフルエンザ、豚熱などの発生予防対策に係る業務（緊急立入など）が大幅に増加しているため、効率的な業務の執行が必要である。
 - (2) 庁舎が建設されて 20 年が過ぎ、庁舎施設の老朽化に伴う修繕が増加している。また、BSE 検査のためのストックポイントも建設後 19 年が過ぎ、運営に伴う修繕費が増加している。

Ⅲ 家畜保健衛生費 決算額

農政部 畜産課 【畜産保健衛生費】 (06.02.03)	事業名(事業)	予算現額	財源内訳						支出済額			
			国庫支出金	使用料手数料	財産収入	諸収入	県債等	一般財源				
1	家畜伝染病予防事業	3,441,967,000	1,628,604,000	24,199,000					1,789,164,000	-140,000,000	-1,914,265,804	1,387,701,196
2	家畜衛生対策事業	6,133,000	2,986,000						3,137,000		-489,615	5,643,385
3	自衛防疫強化総合対策事業	164,849,000	162,727,000						2,122,000	-6,370,000	-77,189,644	81,289,356
4	家畜疾病性鑑定事業	1,927,000	348,000						1,579,000		-143,000	1,784,000
5	家畜生産衛生対策推進事業	493,000		493,000							-16,000	477,000
6	家畜人工授精技術向上対策事業	2,077,000		2,077,000							-463,663	1,613,337
7	養蜂振興推進事業	940,000		940,000							-7,860	932,140
8	家畜伝染病危機管理体制整備事業	5,378,000	2,464,000						2,914,000		-1,180,430	4,197,570
9	家畜保健衛生所運営事業	31,663,000	340,000						31,323,000		-3,702,836	27,960,164
10	家畜保健衛生所施設整備事業	164,807,000	5,136,000			105,000,000			54,671,000	-50,798,000	-37,684,629	76,324,371
11	家畜疾病浄化推進危機管理システム管理	12,069,000	192,000						11,937,000		-1,738,170	10,330,830
計		3,832,303,000	1,802,747,000	27,709,000	0	0	0	105,000,000	1,896,847,000	-197,168,000	-2,036,881,651	1,598,253,349